2005年7月14日

福井県知事　西川　一誠　様

部落解放同盟福井県連合会
[redacted]

受付
第 1224 号
17.7.15
福井県知事

同和行政についての懇談会　実施について（御依頼）

暑さ厳しい折，貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は，部落差別撤廃に向けご尽力を賜り，深く敬意を表します。

ご承知のように，平成１２年12月６日「人権教育及び人権啓発に関する法律」が公布・施行されました。また、平成１４年３月には人権教育・啓発に関する基本計画が示されました。そして，現在は人権が侵害された人々を救済するための「人権擁護に関する法律」案が国会に上程されるかどうか微妙な段階にあります。これらの法律又は法律案は、多くの方々の部落解放基本法制定要求運動の努力の結果生まれたものであります。多くの人々が恩恵を受ける法律になってほしいと願っています。

何としても第 162 通常国会で成立させるべく県・町・運動体が一丸となって努力しているところです。一層のご尽力をお願いします。

今後は、部落問題解決に向けた同和行政の在り方が，国・県・町ともに問われることになってきます。

つきましては，以上の状況を踏まえて，今後，福井県の同和行政・人権行政の推進について十分なる話合いをお願いしたく存じます。話し合いの日時は下記の通りです。宜しくお願いいたします。

記

期 日　　2005年8月24日（水）13:００～１６：００

場 所　　県立若狭図書学習センター
住所　小浜市南川町 ６－１１、
電話　0770-52-2705

懇談内容　別紙　２部同封

２００５年度

同和問題の解決に向け
福井県との懇談会

日　時　　平成１７年８月２４日（水）

１３：００～１６：００

場　所　　県立図書館若狭分館

部落解放同盟福井県連合会

部落問題解決に向けた福井県に対する要求事項（平成１７年度）

２００５年8月２４日

1．あらゆる差別をなくするための人権教育及び人権啓発の推進について（資料①を参照）

① 県内自治体において法律（資料①）にある施策の策定、実施状況を明らかにされたい。

- 何らかの施策を策定している自治体
- 基本的な計画のある自治体
- 今後計画をしている自治体
- 「人権教育国連１０年」国内行動計画を実施している自治体又は参考にしている自治体

② 「自治体の責務」と言われながら制定していない自治体については

- 原因がどこにあるのか。
- 資料①の付帯決議（参議院法務委員会）の中で、国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図るとあるが、
  - ○ 各自治体にどのようにして周知徹底されたか。
  - ○ 今後どうされるのか。

③ 今後、県は全市町村に人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するよう指導されたい。「基本計画」策定についても同じ。

2．「人権教育国連１０年」は１６年で終わったが、今後どうされるのか、取り組みを明確にされたい。

3 [redacted] において [redacted] による個人及び同和地区を中傷する重大な人権侵害事件が発生した。

① [redacted] 事件は、その後にどのように活かされてきたのか。

② 因果関係、すなわち原因があるからその結果としての差別事象が発生したと考えると、その原因はどこにあるのか。原因に迫る取り組みが必要である。

- 人権学習会、人権啓発集会等の参加者の実態はどうか。同じ人ばかりの参加になっていないか。実態把握はしているか。
- 人権教育や人権啓発の方法は現状で十分なのか。「食わず嫌い」を育てていないか。一度も参加していない人の参加をどうするか。

③ 人権侵害は県内どこにでも起こりうる。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」との関連をどう考えるか。

④ 2001年に人権擁護推進審議会は、政府に対して「人権救済制度のあり方」と「人権擁護委員制度の改革」の2つについて答申をおこなった。

- 政府は政府責任として人権擁護推進審議会答申を具体化するために「人権擁護法案」を国会に再提案する義務がある。
- 県としては「人権擁護法案」の成立を目指して政府に積極的な働きかけをされたい。

4 人権問題（特に同和問題）については市町村への広がりがみられない。何年も前から要求しているが進展がない。人権問題を議題にした首長レベルの話し合いができる「懇話会」を設置されたい。

① 懇話会で人権条例、人権宣言などの制定、「人権侵害救済機関」の設置などについて検討されたい。

県は「懇話会」設立に向け世話役、連絡調整役をされたい。

5. 「実態調査」について

① 福井県は[redacted]と連携して「実態調査」を実施したが、他の市町村についての実施計画を明らかにされたい。

6. [redacted]の開発事業について

① 造成事業の促進と造成後の具体的計画を[redacted]と協議の上、明らかにされたい。

資料①

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年（平成12年）１２月６日施行）

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置をこうずることが出来る。

付則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議

２０００年11月１５日　衆議院法務委員会

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

１　人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定にあったては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

２　前項の基本計画は、「人権教育のための国連十０年」に関する国内行動計画等をふまえ、充実したものにすること。

「人権の２１世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議

2000年11月28日　参議院法務委員会

政府は、「人権の 21 世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

1　人権教育及び人権啓発に関する本法の基本理念並びに国・地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。

2　人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

3　人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連１０年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。

4　人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H.17．8．24

要求項目	回答
1　あらゆる差別をなくするための人権教育及び人権啓発の推進について ①　県内自治体において法律にある施策の策定、実施状況を明らかにされたい。 ・何らかの施策を策定している自治体 ・基本的な計画のある自治体 ・今後計画をしている自治体 ・「人権教育国連１０年」国内行動計画を実施している自治体又は参考にしている自治体 （男女参画・県民活動課）	市町村における人権教育および人権啓発に関する施策は、１市において人権・同和教育基本方針を策定、１町において「人権教育のための国連１０年」行動計画を策定し実施しているが、合併の機会を捉え、新町へのまちづくり計画に「人権教育および人権啓発に関する施策」を取り込むよう個別に働きかけを行い、まず、「上中町・三方町の合併に係る新町建設計画」（若狭町まちづくり計画）において、「人権尊重の社会づくりの推進」が新たに取組項目の一つに採用され、「豊かで活力ある生活を実現するため、すべての人々がそれぞれの尊厳と権利を認め合い、尊重し合える心を育てることが重要です。広報、セミナー開催などによる普及啓発活動を実施し人権意識の高揚に努めるとともに、住民、事業者、関係機関などと連携協働して、人権尊重の社会づくりの実現に取り組みます。」と明記された。 また、坂井郡４町の合併建設計画（坂井市まちづくり計画）において、男女参画・県民活動課長が関係４町および関係者を訪問して要請し、「人権尊重の社会づくり」が新たに取組項目の一つに採用され、「子供の虐待、ドメスティック・バイオレンス、外国人への差別など、国際化や情報化、少子高齢化の進展に伴う新たな人権問題に対処し、住民一人ひとりが互いの尊厳を認識し、互いの権利を尊重し合う、人権が尊重される社会づくりを進めます。このため、住民の相互理解を深め、緊密な連携・協力を図りながら、実効性のある施策の推進に努めます。」と明記された。 これまで施策や計画がなかった旧市町村６町で、新たに「まちづくり計画」に採用されたところであり、さらに全県下に広まるよう努める。
②　「自治体の責務」と言われながら制定していない自治体については ・原因がどこにあるのか。 ・法律の付帯決議（参議院法務委員会）の中で、国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図るとあるが、 ○　各自治体にどのようにして周知徹底されたか。 ○　今後どうされるのか。 （男女参画・県民活動課）	（②と③をあわせて答弁） 「人権教育・人権啓発推進法」第５条にある「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」となっており、県としては、そのことを理解してもらい、基本方針の策定や計画立案に向け、１７年２月に「人権尊重の社会づくりの推進について」の依頼文書を各市町村長あてに発出し、その中で「人権尊重の社会づくりを総合的かつ計画的に推進していただきたく、長中期計画策定時や合併協議時において人権尊重の社会づくりに関する取組を政策の一つとして明確に位置付けされるようお願いします」と依頼するとともに、人権問題の正しい知識と理解を深めるとともに、積極的な実践力を養うため、市町村の人権相談・啓発担当者等を対象に、新たに「人権施策セミナー」を継続して開催していく旨伝えたところである。 「人権施策セミナー」は、第１回目として１７年３月２２日、財団法人人権教育啓発推進センター専務理事を講師に迎え、「人権教育のための国連１０年後の動き」や「企業や行政の人権啓発取組具体例」など、２１市町村３０名が受講した。

要　求　項　目	回　　答
③　今後、県は全市町村に人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するよう指導されたい。「基本計画」策定についても同じ。 （男女参画・県民活動課）	第２回目として１７年５月１２日に、福井県人権センター人権相談員が講師となり、「人権の擁護」と題して、いじめや同和問題、人権尊重の精神について説明し、１６市町村２０名が受講した。 １７年５月１０日の町村会月例会において、各町村長に対し、国や部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会の資料に基づき、全国での国連１０年行動計画、組織体制、条例の策定状況を説明して、１７年２月に依頼した内容を再度要請した。 また、１７年５月１２日の市町村人権・同和問題啓発主管課長会議で、要請行動について説明を行った。 １６年に福井県が内閣に単独要望して、１７年度より対象市町村が拡大された「地域人権啓発活動活性化事業」は、平成１７年度は、これまで対象市町村とならなかった[redacted]から要望のあった事業を採択し、県内全市町村への人権啓発活動を支援する体制を強化しており、１７年５月１２日の市町村人権・同和問題啓発主管課長会議で、市町村独自の人権啓発活動の充実を促した。 しかしながら、県内市町村の具体的な取組が見えてこないことから、特に合併した市町村において長中期総合計画策定や組織体制の整備の動きを捉え、人権教育啓発法の説明を行い、市町村の長中期計画策定時や合併協議時において人権尊重の社会づくりに関する取組を政策の一つとして明確に位置付けされるよう要請を行っている。 また、市町村において、男女共同参画計画など個別分野での計画を策定し、その中で人権尊重に向けた取組がなされているか、全分野での人権施策実施状況を把握するため、現在市町村に対し調査を実施している。 さらに、１７年７月１３日に「人権教育のための国連１０年」福井県行動計画推進本部幹事会を開催し、各分野の人権施策推進に中心となって取り組む各課長に対し、市町村人権関係職員等に対し、女性、子ども、高齢者、障害者など各種人権問題に関する意識の高揚を図るため、県主催の会議、研修会などにおいて、各担当課から人権施策上の位置付け等について説明してもらうか、あるいは、男女参画・県民活動課が説明に出向くことを確認しており、今後も連携した取組を行っていく。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H17．8．24

要　求　項　目	回　　答
2　「人権教育国連１０年」は１６年度で終わったが、今後どうされるのか、取り組みを明確にされたい。 （男女参画・県民活動課）	これまでの人権施策の取組を継承して今後も実施していくことから、条例で定める「基本方針」は、現行の行動計画を基に策定したいと考えている。 基本方針の策定に向けて、１７年7月１３日に「人権教育のための国連１０年」福井県行動計画推進本部幹事会を開催したところであり、行動計画各幹事課と個別に協議して作業を進めて基本方針の骨子案を作成しており、１７年8月２９日に予定している人権施策推進審議会で審議していただくこととしている。 さらに、県民の意見を踏まえて審議会より提言を受け、年内を目途に策定していきたいと考えている。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H17．8．24

要求項目	回答
3 [redacted]、[redacted]）において差別落書きによる個人及び同和地区を中傷する重大な人権侵害事件が発生した。 ① [redacted]「差別落書き」事件は、その後にどのように活かされてきたのか。 （男女参画・県民活動課） （地域福祉課）	[redacted]「差別落書き」事件については、県内でも、部落差別意識がはっきりした形で残っていることに認識を新たにし、県関係機関においては、その後の教育啓発にあたり、本件を踏まえた教育啓発の充実に努めた。 まず県職員に対する職場研修を実施したほか、学校職員に対する同和教育の一層の充実に努めた。また、教育関係機関職員や公民館職員にも研修の場を広げ、現在も引き続き実施している。 加えて、毎年開催している市町村人権・同和問題主管課長会議においては、場所を特定せず、今だ差別事象の実態があることを知ってもらい、啓発活動に活かしてもらうよう要請した。 今後とも、県、市町村が連携して人権教育・啓発活動に持続的に取り組んでいく。
② 因果関係、すなわち原因があるからその結果としての差別事象が発生したと考えると、その原因はどこにあるのか。原因に迫る取組が必要である。 ・人権学習会、人権啓発集会等の参加者の実態はどうか。同じ人ばかりの参加になっていないか。実態把握はしているのか。 （地域福祉課）	・　県では、各関係機関が連携して、人権・同和問題に関する啓発活動を実施している。各関係機関が開催している会議、講演会、研修会、講義、講座の参加者についてはその都度把握している。一部の方（人権・同和問題啓発主管課長、人権問題社会教育指導員、社会教育指導員など）については、毎年同様な参加者になっていることもあるが、毎年新たな参加者も多く、全体としては、同じ人ばかりの参加になっている状況ではない。今後、より多くの新たな人が参加するよう関係機関へ働きかけていく。

要求項目	回答
・人権教育や人権啓発の方法は現状で十分なのか。「食わず嫌い」を育てていないか。一度も参加していない人の参加をどうするか。 （男女参画・県民活動課） （地域福祉課）	・　今後は、各種団体や企業の方々に対して、研修や講演会などに、積極的な参加を呼びかけ、できるだけ裾野が広がるよう人権教育および人権啓発を行っていきたい。 　また、差別問題についてできるだけ多くの人に伝えられる啓発、研修方法や学習要素を取り入れた啓発イベントの充実策に取り組む必要があると考える。 　そのため、人権センターでは、県民への研修機会を増やすため、今年度から、人権を学びたい人々の研修場所まで人権センター相談員を派遣する「出張人権研修」制度の広報宣伝を強めており、１６年度より派遣回数が増えつつある。 　加えて、１７年８月２０日に開催する予定の「人権啓発フェスティバル」において、人権センター人権相談員による「ミニ人権講座」を初めて開催する予定である。 　さらに、人権意識の高揚を図るため、福井県人権標語の募集を行い、県内から約２千件を超える応募があり、これらの標語を啓発活動に活用するなど、今後も人権啓発活動に力を入れていきたい。
③　人権侵害は県内どこにでも起こりうる。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」との関連をどう考えるか。 （男女参画・県民活動課） （地域福祉課）	わが国においては、日本国憲法の下、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられず、個人として尊重され、法の下に平等とされている。 しかし、今回の差別事象にみられるように、同和問題をはじめ様々な人権侵害がなお存在している状況にある。人権が尊重される社会の実現のためには、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に明記されたように、国・地方公共団体および国民の責務を全うすることが必要であり、人権啓発活動において、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用を図らなければならないと考えている。
④　県としては「人権擁護法案」の成立を目指して政府に積極的な働きかけをされたい。 （男女参画・県民活動課） （地域福祉課）	今回の差別事象は人権が不当に侵害されている事案であり、このような人権侵害に苦しむ被害者を一刻も早く救済する必要から、実効的に救済するための制度を早急に確立する必要があると考える。 県では、人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度を早急に確立するよう、全国知事会を通じて１７年７月１３日に要望したところである。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H17．8．24

要　求　項　目	回　　答
4　人権問題を議題にした首長レベルの話し合いができる「懇話会」を設置されたい。 ①　懇話会で人権条例、人権宣言などの制定、「人権侵害救済機関」の設置などについて検討されたい。県は「懇話会」設立に向け世話役、連絡調整役をされたい。 （男女参画・県民活動課）	市長会、町村長会での発言の機会を捉えて、人権啓発の推進について引き続き首長に理解を求めていくとともに、特に合併した市町村において長中期総合計画策定や組織体制の整備が動く機会を捉えて、市町村長に個別に働きかけ、人権施策の推進計画の策定を促していく。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H17．8．24

要　求　項　目	回　　答
5　「実態調査」について ①　福井県は[redacted]と連携して「実態調査」を実施したが、他の市町村についての実施計画を明らかにされたい。 （地域福祉課）	今年３月に[redacted]の実態調査の結果がまとまったことから、各市町および関係団体に対して６月から７月にかけて、あらためて実態調査の実施について要請を行ったところ、関係市町および関係団体の反応は、昨年と同じく「個々人のプライバシーに踏み込むような実態調査は難しい」という意見や「地区住民の協力を得にくい状況にある」という意見など、実態調査の実施は困難という意見が聞かれた。 しかしながら、[redacted]においては、県からの働きかけの結果、広く住民を対象とした人権意識調査を実施し、結果については今年度中に分析すると聞いている。 県としては、今なお、同和問題は重要な社会問題であると認識しており、今後とも、関係市町および関係団体の意見を聞きながら取り組んでいきたい。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H17．8．24

<table>
<tr><th>要　求　項　目</th><th>回　　答</th></tr>
<tr><td>6 [redacted]の開発事業について
① 造成事業の促進と造成後の具体的計画を[redacted]と協議の上、明らかにされたい。

（小浜土木事務所）
（嶺南振興局）</td><td>[redacted]事業については、[redacted]の計画を踏まえて、県の事業（[redacted]）を推進してまいりたい。
事業内容としては、切土工、道路工、駐車場、芝生広場、公園の造成を予定しており、事業完成は平成１７年度を見込んでいる。

年次計画案
<table><tr><th></th><th>１５年度</th><th>１６年度</th><th>１７年度</th></tr><tr><td>切土工</td><td>←</td><td>→</td><td></td></tr><tr><td>道路工
（公園区域内県道）</td><td></td><td></td><td>←→</td></tr><tr><td>駐車場</td><td></td><td></td><td>←→</td></tr><tr><td>芝生広場</td><td></td><td></td><td>←→</td></tr><tr><td>公園造成</td><td></td><td></td><td>←→</td></tr></table>
造成後の整備については、現在、[redacted]整備検討委員会」において、施設の内容や規模等について、様々な角度から検討が進められている。
今後、この検討委員会の報告を踏まえ、[redacted]が策定する施設整備計画を見ながら、具体的にどのような支援ができるのか、検討していきたいと考えている。</td></tr>
</table>

部落解放同盟との懇談会記録（平成１７年度）

日　時　平成１７年８月２４日（水）　１３：００～１６：００
場　所　福井県若狭図書学習センター　講堂
出席者　【部落解放同盟】
福井県連合会
[redacted] 他
中央本部
[redacted]
【福井県】（３４名）
梅田健康福祉部長、川波嶺南振興局長ほか（別紙出席者名簿のとおり）
【[redacted]】（4名：オブザーバーとして）
[redacted]

（進行：[redacted]）
それでは、ただ今より、解放同盟と福井県の懇談会をいたしたいと思います。
まず最初に解放同盟福井県連、[redacted]お願いいたします。

部落解放同盟福井県連あいさつ（[redacted]）
それじゃあ、あのう僭越ですが、一言ごあいさつを申し上げます。
例年にない厳しい残暑の日々が続いておりましたが、なお、予報では台風１１号も我が国に接近するということで、大変な時に、皆さんがたには、非常にご多忙であるというふうに思いますが、梅田健康福祉部長はじめ、多くの県行政の幹部のみなさんは、わざわざ小浜に足をお運びいただき誠にありがとうございました。本日は中央本部から、中央執行委員で、中心的な運動の展開を全国的にやっていて、指示を、常に指導をされている[redacted]、さらに[redacted]が本日ご参加をいただいて、ただ今からまたご指導を受けます。ありがとうがざいます。
さて、私達が長年要求をし、続けてきた、部落解放基本法を制定要求運動の中の教育、時には啓発法の運動の成果として勝取ってきました「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、すでに平成１２年１２月に施行をされておりますが、今年で５年が経過をいたしております。
この法律の中身は、国、地方公共団体、国民の責務が明確に記されております。これは公表のとおりであります。併せて住民対しての周知徹底や啓発事業に対する財政上の措置、これも明確に列挙されております。これも併せてご公表のことでございます。
もっともこの中で大事なことは、「人権教育、人権啓発の推進に関する法律」は、全ての自治体や国民に課せられた責務であるいうことを明記しているということでございます。
しかし、誠に残念なことには、またしても発生した差別、いわゆる差別落書き事件でありますけれども、[redacted]でおきた問題でございますけれども、この落書き事件が、このことは昨今の人権教育、啓発の遅れ、いわゆる対岸をあざ笑ういう、嘲笑すると言っても過言ではないいうような、悲惨である、悪質な、最も近代的な、狡猾な差別である言うふうに言わざるをえません。５年前の法律が施行されたその年にも、[redacted]で同じような落書き事件が発生しております。私達は、今まさに、５年前に、行政や県、町民の責任と言われた法律が、どのように周知され実践してきたか、そのことを明らかにしなくてはならない時期にきているいうことを、お互いに自覚せねばならないと思います。さらにこのことに関しても言えることですが、さる６月２９日、[redacted]で、ご当県、福井県の西川知事

あてに、人権啓発推進活動に関する要望書いうものが提出をされております。差別からの解放は焦眉の急を要しますが、県行政として、どのようにこのことに対処されたのか、このことについても本日明らかにしてもらう必要があるというふうに思います。

現在でも、差別事件は、結婚、就職等を含めて全国で続発をしております。被害者の人権を守れる社会、国家であるために、人権侵害の救済する法律がぜひ必要であるいう由縁も、このへんにございます。必ずといってもいいほど、近い将来には、世論の盛り上がり、盛り上がりも、上げもさることながら、世界的に起こりうる人権侵害を救済する法律が、我が国で制定されるいうことを我々は信じております。どうかそれを目指して行う本日の話し合いを実り多いものとなるよう願って、簡単でありますけれども、あいさつといたします。終わります。

（進行：[redacted]）

続きまして福井県側を代表いたしまして、梅田部長にお願いいたします。

県側あいさつ（梅田健康福祉部長）

福井県の健康福祉部長の梅田でございます。それでは県を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

部落解放同盟の福井県連合会からですね、本日は、[redacted]、[redacted] そして今冒頭にごあいさつをいただきました[redacted]の、いつもいつもお世話いただいておりますけれども、今日もですね、いろんな貴重なご意見をいただけると思っております。どうぞ一つ[redacted]よろしくお願いいたします。そして中央本部から[redacted]さんがお見えになられます。そして関係の皆様方ですね、大変多くの皆様方にお集まりいただきまして、こうして県との懇談会を持たしていただきますことについて、先ず持ってお礼を申し上げる次第でございます。

それから、本当に皆様方、なにかとですね本県同和行政推進につきましてご協力、ご理解をいただいておることを、この場をお借りしてお礼申し上げる次第でございます。

ところで、この同和問題でございますけれども、もう言うまでもなく、これは我が国個有の人権問題でございまして、そして憲法に保障する人権を侵害するですね、非常に重大かつ深刻な問題であるという認識に立っております。

そういったことで、県におきましても国あるいは市町村と連携しながら昭和４４年のですね同和対策事業特別措置法ですね、これに基づきましていろんな施策を進めてまいったわけでございます。それから、そのいわゆる地対財特法失効後もですね、それぞれの地域の実情あるいはご意見等を踏まえながらですね、できるだけの施策を進めてきたつもりでございます。また、この同和問題を含めました人権教育、人権啓発。これの取り組みでございますけれども、私ども、国、地方自治体、こういった機関はもとよりございますけれども、民間の事業者の、そういった職域でもですね輪を広げまして、いろんな啓発活動を展開をしてきたところでございます。

しかしながら、今ほど[redacted]の方からお話がございましたように、またしてもですね、非常に残念な落書き差別、そういったですね誹謗、中傷のですね、こういった事象がですね、また生じております。

したがいまして、これまでの取り組みをさらに強化して行かなければならないなというふうに強く認識をしておるところでございます。そういったことから、福井県におきましては、条例を持っております。すなわち人権をですねきちっと守って行く、そういった社会づくりを進める福井県条例がございますけれども、これに基づきましてですね、これからさらに総合的な施策を進めるためのですね、基本方針というものの策定につきまして、今、準備を始めたところでございます。

この後ですね、解放同盟から先般ご提示いただきました県へのご要望、ご質問、ご意見、こう

いものに対しましてですね、今申し上げましたことにさらに細かく、県の取り組み状況をご説明し、あるいはまた、考え方につきましてご解答させていただきたいというふうに考えております。

貴重な、こういった懇談の場でございます。一つ実りある懇談会になりますよう、我々も精一杯努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（進行：[redacted]）

続きまして部落解放同盟中央本部の[redacted]お願いいたします。

部落解放同盟中央本部あいさつ（[redacted]）

ご苦労さんです。今日は、県連の方の要請を受けまして、本部のから参加させていただきました、[redacted]です。前回も参加をさせていただいております。

今、部長の方から基本的な考え方をごあいさつの中でいただきました。我々も、この間、国および地方に対しての交渉の中での考え方は、４年前に特措法が終了しまして、４年目を迎えることになりますが、特措法の終結は同和対策の取り組みの終結ではない、部落差別が現存する限り行政はその解決に向けての役割を果してもらわなければならない。いわゆる答申の精神をしっかりと継承しながら取り組みを進めてもらわなきゃあならない。こういうことを、国および全国の自治体と確認をしてまいりました。もちろん当県の中におかれましても、基本的にはその考えで行政施策を執行されていると思います。

今、我々県連側のあいさつにもありましたように、残念ながら差別がどうも現存しているという実態があります。全国的な状況だけ１例を挙げますけれども、先般、[redacted]の方で、行政書士が、大量に、行政書士が用いるいわゆる窓口による請求用紙を利用いたしまして、戸籍や住民票を全国各地から集めて売る事件が発覚をいたしました。その背景には、探偵社や興信所がその行政書士に依頼しながら、いわゆる相手の身元を調べるということがその背景の中で明らかになってまいりました。中には、[redacted]の市内でその事件が発覚をしまして、結婚にかかわって、結婚の約束をしたにもかかわらず、相手の身元をその調査によって暴かれて、女性の方が同和地区出身だということを理由に結婚を破棄する事件にまでつながりました。何故なら、今だに一旦裏側に回れば、様々な形で差別が現存している実態を垣間見たところであります。[redacted]では行政書士が別の肩書きを持って、探偵社や興信所の用務で、まさに裏表の関係で身元調査が公然とされている実態が明らかになってまいりました。身元調査の多くは、部落、同和地区であるのかないのか、結婚に係わる調査がその大半を占めている内容であります。まさに長い間、同和問題の解決に向けて、行政、さらには関係住民がたゆまざる努力をしてきたにもかかわらず、残念ながら、まだまだ相手の属性を調べながら、そのことを評価しようとする社会の実態が存在しているわけです。すなわち、そのことは、部落差別が今も生き生きとこの社会の中に現存していると言わなければならない、こういう実態であります。そういった中で、その実態をしっかりと私達は依拠しながら、少なくとも行政は、そこからどのように解決をしていくのかという行政スタートをぜひ進めてもらいたい。

今日は、事前に要求書を渡されております。回答書を、今、ざーっと見ましたけれども、一つそのところにしっかり依拠した取り組みをぜひお願いいたしたいと思います。

国においては、特措法は終わったけれども答申の精神を活かしながら２０００年には、人権教育・啓発推進法が制定されました。今も、国会は解散になりましたけれども、解散の直近まで差別を受けた被害者を救済するための人権侵害救済に関する法律の上程に向けた作業が国の中で進められてきました。残念ながら郵政問題が中心で国会解散になりましたけれども、どっかで、このことについては、救済法が制定される日が実現できるんではないかなと思います。そういう背景をしっかり踏まえながら、当県の中における具体的な課題について、今も部落差別が存在して

いる、その解決が行政の責務が、責務にあるんだということに、しっかり依拠しながら、回答をよろしくお願いいたしたいと思います。中央からのあいさつに代えさせていただきます。

部落解放同盟出席者自己紹介
（[redacted]の順に）

県側出席者
（梅田健康福祉部長から席表に記載の職員のみ番号順に）

＜[redacted]が県連独自要求を読み上げる＞
（１３：０９～）

＜県側から要求項目１と２に対する回答を一括して順に読み上げ＞
1　あらゆる差別をなくするための人権教育及び人権啓発の推進について
①　県内自治体において法律にある施策の策定、実施状況を明らかにされたい。
・　何らかの施策を策定している自治体
・　基本的な計画のある自治体
・　今後計画をしている自治体
・　「人権教育国連１０年」国内行動計画を実施している自治体又は参考にしている自治体
（東村総務部企画幹が回答読み上げ）
②　「自治体の責務」と言われながら制定していない自治体については
・　原因がどこにあるのか。
・　法律の付帯決議（参議院法務委員会）の中で、国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図るとあるが、
○　各自治体にどのようにして周知徹底されたか。
○　今後どうされるのか。
③　今後、県は全市町村に人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するよう指導されたい。「基本計画」策定についても同じ。
（②と③をあわせて東村総務部企画幹が回答読み上げ）

2　「人権教育国連１０年」は１６年度で終わったが、今後どうされるのか、取り組みを明確にされたい。
（東村総務部企画幹が回答読み上げ）

要求項目１と２に対する回答についての質疑応答
（進行：[redacted]）
関連する質問がここまでが多いので、こちら側から質問がありましたらお願いしたいと思います。

[redacted]
私、前回も確か参加したと思うんですが、次回からこの部分の資料だけでもいいですから、予算を入れてください。そうしないと、やったやっていない、計画は有る無が分からない、どれだけの財源をそこに投入して、どういう事業をしたのかということを示していかないと、具体的な

ものが見えてこないからです。県がどれくらいの人権教育啓発に係る予算で、その内訳が、こうこうこういう科目と、こういう内容でもって、これだけの予算でもって実施をしますと。実施をして行きますと。それに伴って市町村をどうして行きますと。こういう具体的な数字と科目を示してもらわないと、ちょっと具体的にイメージが湧いてこないです。みなさんの取り組みのイメージが。これどの県の交渉やこういう懇談においてもですね、私は、先般、うちの組織のない富山に行ってきました。[redacted]でも、ちゃんと人権教育啓発の予算、県下予算、数字で示しているんです。ここは、かって地区は存在しました。しかし、答申前後に、まあ、いわゆる、住民のいろんな要望があって、そのことが出なかったわけですけども、いわゆる地区指定がない県なんです。法律は終わりましたけども。しかし、かって存在したであろうということを視野に入れながら、そういう人権教育啓発活動の取り組みをしてました。そして予算も付けられてました。できれば予算の具体的なものを示してもらいたいなと思います。それと人権教育啓発推進法が２０００年に施行されました。ここに、今日の要求書の中にも、後ろに、その法律の内容が出ているわけですが、特に、われわれ中央で議論したのは、第９条の、財政上の措置をめぐって、担当と相当議論、相当激しく議論しました。いわゆる特措法の時には、それぞれ事業をした。ここでいうなら[redacted]が多くの事業をしてきたんです。どうしても国の予算以上の事業費がかかるわけです。財政的に町が圧迫されるわけです。そういうものを軽減させるためのいろいろ措置が福井の方でもとられてきました。例えば、特別交付税の中に、同和配分というものを計上しながら、そのことが財政的な軽減を与えてきたという経過がありまして、そういうものを多様な財政の、財政的な裏付けを、事業をやったところが財政的にしんどくなるんではなしに、財政が様々な形で行き渡って行くようにして欲しいといことで、委託事業の委託その他の方法ということで、様々な方法でここで展開して行こうという議論をしました。

先般も、総務省のほうと私話をしたんですが、この内容をめぐって、４年前に、３年数ヶ月前に特措法が終わりました。特措法が終わった。しかし、特措法が終わったからといって[redacted]の職員が０になるわけではないわけです。勿論、[redacted]が一般の運営費に切り替わって、その財源も手当されました。しかし、様々な事業が、とりわけソフト事業については、急激に終われないわけですから、財政が引き続き必要であるわけです。そこで、国の方とも議論しまして、特交の同和配分は、引き続き経過措置を持ちながら継続していこうといことを実は議論してきました。その中で、出てきたのは、一つは[redacted]の運営費用、これは一般施策に切り替わりました。しかし、その中で、何らかの財政的な支援をして行こうということが確認されました。

もう一つは、人権教育啓発推進法を具体的に実施をして、予算がかかるところには、その財源の裏付けを特別交付税の中でみていこう、こういうことを確認しました。いわゆるそういう事業をやった町や市や県は、その財源の裏付けを国の方としても手立てをしていこうということが確認されました。

もう１点は奨学金の問題です。私たちの運動によって奨学金制度は特措法の終結と同時に終わりましたけれども、同和地区の子ども達が依然として経済的に困難な状況が存在している。奨学金制度が何とか継続できないか、そういう議論をした結果、であるなら同和地区の子どもに限定しないで、日本全国の経済的に困難な子ども達まで対象にしながら、奨学金制度を拡大して行こう、ということで、特措法の終結と同時にそのような一般の奨学金制度に切り替わりました。この４月以降地方移管がされたわけです。この奨学金制度を多く活用してもらった県については、その財源の裏付けも、そこでみて行こう。大きく言えばその３点を中心に、かっての特交の同和配分をめぐる仕組みについて、そこの取り組みに移行して行こうということで、この間、国の方と私達議論してきました。だから、そのことも含めて、私は財政的な裏付け、ここでやっぱり県の方もしっかりと国へ要望していただきながら、それぞれの地方の自治体が事業を展開できやすい条件整備を図ってもらいたい。そのため、なによりも県がそのへんやっぱり推進役をしてもら

わなならんし、先ほど、新たな、この昨年１２月に切れた人権教育の国連１０年の、その後の問題をめぐっての審議がされたということでありますし、年内にも新しい方向を出すということでありますけれども、速やかにこれを出していただいて、先ず県がやっぱり示して、その県に沿って全ての県下の自治体の中で同様の計画が作られる、そしてそれに基づく財政的な裏付けがされる状況をぜひ確立していただきたい。我々そういうことも含めて、この間、国に対する財源の確保の問題をめぐっての議論をしてきているところでありますし、このお願いではなかなか前に進みませんので、もう少ししっかりと、その権限というと、またちょっと聞えが悪いんですけれども、指導性というものをしっかり県が出していただいてですね、市町村の中で、全ての中で、確認できる状況をお願いしたい。そのことを含めてもう一度回答してください。

東村総務部企画幹

今いろいろとこれまでの財政的な問題を確立した経過を、いろいろと示していただいたわけですけれども、私どもの方も、今、資料の中にそいう予算ベースのことが、今、触れられておりませんので、この点につきましては、また、今後、そういう資料の作り方を出来るようにしてまいりたいと考えております。なおあの…、

[redacted]

できたら、後でも、今無理なら、後でも県連に出してくださいよ。予算有るんやからね。その分を抜き取って、県議会へ出す予算は全然ちがいますよ、我々のこの項目に係る予算だけ抜き取って、内訳と予算と、そうしたら我々もイメージが湧くわけですわ。

例えば、人権教育啓発を推進すると県が言っても、例えば１００万円くらいしか予算をかけなかったら県でどんなことができますか、２千万、３千万かけたらどんなことできますか。だいたい、こう予算の裏付けがあって事業の動きや内容というのも見えてくるんでしょう。それ、今年度含めてですね、これ今急な話やから出ないけれども、県連へ出してください。

東村総務部企画幹

事業、先ほども、私、説明させていただいた中にですね、市町村におきまして、今、いろんな個別の計画をつくってやっている事業が有るわけですけれども、それを人権の面から整理をした整理の仕方っていうのがですね、なかなか各市町村まだでき上がっていない部分があるというようなことで、今、調査をしております。そういうふうなものと合わせながら、私どもの方の県の方も、県の方は当然この間そういう資料をつくっておりますので、そこと合わせて比較をしながら、各市町村にいろいろ話をして行きたい、というふうなことを考えておりまして、県の方につきましては、また後日、お示しさせていただきたいと思います。

[redacted]

あのね、まあ、ずいぶん今日まで、人権教育啓発を進めて行って欲しいと、これはまあ県だけでなしに、各自治体にもね、そういう指導をされたいと要望してきたんですね。

しかしまあ、なかなかそのう自治体に具体的に、まあ、しっかりやっている市町村いうのは本当に数少ないということなんですね、正直言ったらね。なぜそれ全県的に広がらないんかというところが、要するに今言う財政の問題と思うんですわ、やっぱり。そういう人権啓発の事業に取り組むとなってくると、財源がなけにゃあならんと。しかし、やっぱ地方自治体は、なかなかよほど熱心であるんならば、当然こういう措置をしますけども。人権問題について金がいるんなら、もうちょっと、なかなかというそいうのが根底にあるんじゃないかと思うんだわな。そうでない限り、なぜ、その各地方自治体に、その問題をもっと、教育啓発が進んで行かないのと、ないん

かと、どうしても我々から言うと分からないわけです、正直言ったら、ねえ。そうやないやろな。それどういうふうに考えておられる。そういう問題やないん。財政上の問題だけじゃあないんか。もっと違う側面があるん、なかなか広がらない理由。

東村総務部企画幹
今ご指摘の点につきましては、私どもも、いろいろ分析をするんですけども、これという明快な回答はですね、なかなか、あのうまだ持ち合わせておりませんけれども、ただ、今おっしゃって、おっしゃられましたような財政上の問題も、当然１つのファクターとしては有るんだろうと思っています。そういう中で、したがって私どもも、今考えておりましたのは、今あのう、市町村合併とか、新たな枠組みの市町村に変ろうとしている、この時期を捉えてですね、いろいろとこの新しい町、あるいは新しい市になる時に、いろいろな建設計画、先ほどありましたけれども、そういうふうなものをつくるということがありますので、先ずそういうふうな中に、先ず位置付けをしてもらえないかというふうな取り組みをいま進めています。

[redacted]
それにしてもやっぱり財政、財源の問題が当然一緒にかかってくるわな、何もなしにそういうような事業はやれないんだから。それで僕はね、そのことを、県がやはり、この人権教育啓発の推進法を具体化して行くためにですね、財源がいるということで、やはり君んどこが、やっぱ国へ交渉してもろてくれな、その話、いつまで経ったって。今度は県の方から市町村に、やはり財源の問題はこういうふうに支援しましょうという話をしっかりして行かない限りやね、なかなか各市町村は、なかなかその点、無理があるんやと思うけどな。
それでね、また一つ話はちょっと変りますけど、今言う人権教育啓発推進法のことやけど、福井県はどんなんや、基本計画作っておるん。基本計画作ったん。

宇野男女参画・県民活動課長
基本計画は、今現在できております。

[redacted]
できておるん。

宇野男女参画・県民活動課長
基本計画ですね、国連１０年の行動計画ですね。

[redacted]
それ、別に、それとちゃうん。

宇野男女参画・県民活動課長
基本計画は…

[redacted]
言うとんのは法律の。

宇野男女参画・県民活動課長
基本指針、条例ができておりまして、県の。そしてそれに基づきまして、今、指針、指針を策

定するといことで、国連１０年が１６年度末に終了いたしましたので、それを今、先ほど申し上げましたように見直しをいたしまして、基本計画として位置付けたいと考えております。

[redacted]

だからその見直しをして、それを今度、推進法に基く基本計画にすると。

宇野男女参画・県民活動課長
はいそうです。

[redacted]

それをこれからするんですか。

宇野男女参画・県民活動課長
はいそうです。

[redacted]

これから。

宇野男女参画・県民活動課長
今まで出来ておりました行動計画につきましても、平成１２年に出来ましたこの人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、これを中に盛り込みまして１５年に改定したところでございます。

[redacted]

それでね、中身はな、推進法の中にも言われるように、国連１０年のそれを踏まえてというふうに言われている。勿論、それは当然そうなる。僕が言うのは、今までは国連１０年の行動計画としてやってこられたんで、これはあくまで法律やない、法律やないわけよ。法律やないもんと、今度できた法律のもんとはやはり捉え方の違がある、それは。勿論、県内市町村もそうですよ。だから国連１０年の方は言うたら、極端な言い方をするとね、まあ努力目標みたいなもんで、まあやらなくてもいいわというようなことになってしまう。ところがそうやなしに、今度の推進法という法律になってくるとやね、３条やったかな、そこには責務と書いてある。そうなってくると、だいぶ位置付けが違うんよ。だから私らもそのはっきり言って、強く要望したいのは、推進法に基づいた、その為の行動計画、さらに言ったら実施計画もしっかりやらにやあならん。やはり推進法を具体的にしようと思ったら、基本計画がないといかん。ね、ないといかん。どうしたって。法律があったら、ぱらぱらと、要するに人権問題に関係した何かイベントとか、そういうものをちょっとやったらそんでいいというもんじゃない。やっぱり、これを、この法律を具体化して行くためには、基本計画作り、さらに、まあどういうふに言うたらいい、行動計画やいろいろな実施計画あるやろ、それをきちっと、やっぱり整理していかなあかん、なあ。その中身は、今までやられた国連１０年を、それは勿論ベースにしたらいい、なあ。あの国連１０年は一応終わっているんやから、もう今度はやね、この前出来た推進法に基くものをきちっとやって欲しい。その為に、あんたとこが先にやらなあかんでこれは。今我々が地方自治体にやってや言うたってやなあ、君んとこがやらん限り地方自治体はやれんと言う。君とこが自ら指示を出さなんだらやな、君自体とこが指示を出さんといて、それはあきまへんで、これは、なあ。今見直して、はっきりきちっと見直して、来年度、今年度でもいいわな、推進法に基づくもの、基本計画を作るという具合に言ってくれとあかんわ、なあ。

宇野男女参画・県民活動課長

失礼いたしました。ちょっと言い方が悪かったかもしれません。平成１２年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律ができまして。それを受けまして、福井県人権尊重の社会づくり条例を１５年の４月に制定いたしております。この条例に基づきまして、基本方針を策定するということになっておりまして、この基本方針を今年度策定するということでございます。

[redacted]

中身は、中身はどないなってんねん、中身は。

宇野男女参画・県民活動課長

中身は、今までの取り組みをしっかり踏まえて、現状を踏まえて、今審議会等にご意見を伺いながら、また県民の方々のご意見を伺いながら、今年度中に策定するものでございます。

[redacted]

そんな一応。

[redacted]

ええと、この今の１番に三つあるんですけども、どれ言うんやなしに、この、結局ね、資料を見ていただくと、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の目的、第１条、社会的身分、門地いうように一番先に出とるわけです。これ憲法にも出ているんですけど、憲法では一番後の方に出ているんです、社会的身分、門地いうのは。これが同和問題なんです。

ところがね、皆さん県庁の方で回答されているのは、これあの、県庁の方で言うよりも、坂井郡の４市町村のところで、例として、子どもの虐待、ドメスティック・バイオレンス、こういうものが一番こう先に上がっとるんですけど、これは個別法で、子どもの虐待やとか、そういうものは個別法で対処しているわけです。だからこれは一番大事な問題ではあるけれども、今日の交渉は社会的身分や門地による差別、これあの、人権教育啓発推進法では、どうあっても緊急の、まああの課題であると、そう言われておるんですけども。そのことについて何も触れないで、ドメスティック・バイオレンスやとか、これあの生まれながらに差別をされてドメスティック・バイオレンスになるわけやないんですわ。子どもの人権についても、生まれながらにして皆平等で生まれておるけれども、だんだん成長する中でつくられてくる、そういうものなんで。我々は生まれながらにして差別を持って生まれておるわけです。重い荷物を背負らされて生まれておるんです。そういうものをいかに解決するかいうのが、先ほど、部長も、日本固有の問題であると、まあ言われながら、ここらで解答されているのは、どんだけ真剣に同和問題を解決せなあかんいうことを言うておられないと思うんです。

我々言いたいのは、どの問題も人権問題で大事な問題やけれども、ここで挙げるのはドメスティック・バイオレンスよりも、子どもの虐待よりも、我々の人権をいかに守っていただくかいうことを挙げていって欲しいと思うんですわ。そういうことを坂井の、坂井の４町がそういうことを言うても、県が、やっぱり、そういう生まれながらに持って生まれた差別をいかに解決するかいうことをやっぱり中心課題として挙げてもらわなんだら。

それからもう一つはね、これず一っと１番読んでいくと、学校教育いうような、教育いうような、言葉の上では教育とか人権啓発とか言うておるけれども、教育の中身が抜けておるんです。一番大事なのは教育なんです。児童教育や大学教育や高校教育や、また社会人に対する教育や、啓発はね単発的に映画をやったり、イベントをやったり、えー、チラシを配ったり、ポスターをつくったり、これが啓発なんです。教育は組織的、継続的にやって行くもんなんです。だから一

番有効な、この差別を無くするための一番有効な手立てが教育なんです。前にも、打合せ会の時にも大橋企画幹が来ておられたんですけども、その問題についても１番のところではほとんど触れられていない。そういうことを非常に残念に思います。私も教員を経験しておるんですけども、まあ，前には何回か教員が集まっては同和問題の研究会をやったんですけども。最近聞いてみると、先生が知らんのかも分かりませんよ。何もそんなん聞いておらんし、そしたら人権教育啓発の推進に関する法律いうのは、なんか指示でも回ってきたかいうと、全然そんなん知りませんいう。全部教育がそうやって抜けておるんです。だからいろんな差別事件が起きてくるんですけれども、そういう教育の問題についてどのように今やっておられるんかお聞きしたいと思います。

大橋教育庁企画幹

[redacted]の方から教育についてのお話をちょうだいいたしましたので、あのう、ご案内のとおり県の教育委員会の方では、指導者研修等を嶺北、嶺南において種々やらしてもらっておる。それから[redacted]ご案内のとおり、地区別人権同和教育研究協議会があり、[redacted]もよくご存知ですけど、そこの中で、地区別に、そういう同和教育についての先生方を対象とした講習会、研修会をやって、先ず、先生方のその認識をきちっと持ってもらう。そして学校現場の方で、それを他の先生方にも広めていってもらうということで。例えば、今年度ですね、５月の１７日、２５日、５月の２７日と奥越・坂井・丹南、あるいは福井高志地区、それから嶺南地区。それで先生方を集まっていただきましてやっている。ちなみに５月１７日では奥越・坂井・丹南で１１０名の先生方、それから５月２５日福井高志地区では約９０名、それから５月２７日、これは嶺南地区でございますが１９０名の先生方がお集まりになって、講師をお招きしていろいろ議論を重ねておるわけでございます。ただ、[redacted]おっしゃいましたように、そこの努力につきましてはですね、やっぱり我々も間断なくやはり伝えていく必要があると考えておりますので、今後ともそういう努力を重ねる。このように思っております。

[redacted]

今質問に対する答えになっていない。今あのう、[redacted]言ったのは、あらゆる教育の分野で、どういう教育、人権教育がされているのか、このことを質問したんです。あなたは、いわゆる指導者の研修会を回答された。あの、部長ね、責任者の梅田部長。あの、部落差別が何故今も、これだけ何十年かけて、行政がスタートして、そしていろんな分野で教育しながらやってきたにもかかわらず、部落差別が今も何故存在すると思いますか。

梅田健康福祉部長

まあ端的に、ほんとに一言で言いますと、正しく理解していないということが先ず根底にあります。はい。それと、後、人間性の問題があるかなと。

[redacted]

正しく理解していないということは、正しく理解をする場面に、それぞれが遭遇していない。そこにいないと言うことですか。

梅田健康福祉部長

例えばですね、いろんな関係者に、非常に啓発をやらしていただいておりますけれども、その受講した本人は理解をしたと。しかし、それが更に広まって行く、というふうなですね、ものがまだ十分でない。例えば、お家の中でそういった話をしたりですね、そう言った場面がまだ十分でないかも知れない。あるいはまた、そういったものを補うための学校現場で、教育といったも

のもですね、まだ十分浸透していないかもしれないという、そういったことも相まっているんでないかなと思うんです。

[redacted]

だから３０年、４０年、同和対策事業を通して部落問題の解決を訴えてきたにもかかわらず、県民の中にそのことが浸透していない、残念ながら。結果として、差別事件が起こったり、私は、他県の事例をいいましたけれども、結婚にかかる事例が今だに跡をたたない。

ただ、ここを部長見てもらいたいのは、私は県内でも数多くの部落差別による結婚差別事件もあると思うんです。その多くは、残念ながら泣き寝入、ね。訴えられない。悔しい思いをしながら我慢をするという実態が多くを示して、事件が無いから部落差別が解決したんだという、安易にその立場にたつ行政の実態が私は強く存在していると思います。

片方で、私は、一般の人の話もよく聞くんですけども。やっぱ一般の中では、同和地区を忌避する、避ける、こういうことがやっぱ世代を超えて刷り込みをされている実態があるんです。家庭の中で。残念ながらそれを超えられない教育の実態。だからこそ今だに部落差別が存在しているんです。幼稚園や保育所から大学までしっかりとした人権教育を受けて、差別はいかに社会的悪で、だめのものかということを、しっかりとした刷り込みをしておれば、変ってきますよね。残念ながらそこでしっかり刷り込みされていない。それ以上に、一般の家庭では、部落差別、部落を忌避する、差別をするという関係が世代を超えて刷り込みされながら、生きている実態。このことを勝る教育が残念ながらされていない。だからこそ、３０年、４０年かけても、まだ解決の目処もたたない。私から言うなら。裏に回れば本当に部落差別の実態が数多く存在しているという状況が有るわけでありますから、そういうところをみた時に、まだまだやっぱ課題が有るわけです。にもかかわらず、[redacted]冒頭で言ったように、あなたがたの認識は、教育分野に対する認識の度合いが低い。そうでしょう、回答書の中を見てもね。本当に、小学校から大学までに、また社会教育を含めた、全ての教育の中で、どう人権教育をしっかり位置付けながら、日々の中に、どう人権という課題を刷り込みをしながら確立させて行くのかという役割が欠如している、この回答を見てもね。だから、その当たり、やっぱもう１度内部で議論する必要があるんちゃいますか、教育委員会、教育委員会さん。全くそのことに触れられずに、指導者がどうたらこうたらとかいう回答をしてはるけども。

大橋教育庁企画幹

おっしゃいますように、あのう教育は非常に重要なことだと思っております。

[redacted]

思っておるけど回答に載っていない。

大橋教育庁企画幹

あの県では、回答…

[redacted]

だから教育委員会の意見は無視されたのか。

大橋教育庁企画幹

いや、そういうふうには思ってはおりませんのですが、[redacted]おっしゃいましたように、触れられていない、触れられている部分が少ないというのは、今おっしゃいました…

[redacted]

少ないんやないでしょう。少ないん違う。無し。

大橋教育庁企画幹

はい。それで、そういう中で私どもも、やはり教育の部分というのは非常に大きな課題であると認識しておりますし。十分そこらにつきまして、あのう担当部局と十分協議しながら、福井県の人権教育のあり方を十分検討、協議、そして進めていこうとこう思っている次第でございます。

[redacted]

あんたがた、この回答の中では協議に入ってないんですか。この回答書の作業の中には教育委員会は外されているの。

大橋教育庁企画幹

あの、教育委員会は外されているわけじゃあございません。当然、本日集まっている全部局が中に入って協議して、今日ご返事申し上げると。こうなっているわけでございます。

[redacted]

あのね大事なことは、今[redacted]からの指摘、指導。これは当然、具体的なもので示す必要があるよということで。いわゆる県行政の啓蒙、啓発、教育の場を踏まえての、この県行政、一般行政のレールの中でも本文は出てくるんですが、指摘をされているは、やっぱ再掲計上をね、いわゆるハード的なものは、ある一定の成果の中で済んでいるけれども、啓蒙、啓発の教育、特に社会教育、学校教育を踏まえてのレールの中で、今総務部の企画幹に、質問を本部の方からも指摘があって、されておりますが、再掲の上で示して、そして、そこで、都道府県ならびにその関係する市町村が、関係ていうのは、全部が関係するんですが、そのレールの上で、しっかり再掲計上で足らん分、これは国がみるんですぞと、で、国庫の中で、えー、国家財源もしっかり充当するというようなことが、本部の方からのお話なり、交渉なりで、中央政府の方でも明確になっているのにも関わらず、福井県では、長寿県や、ああ教育県だ、そして豊かに住み良い県だということを十分知りながら、福井県としては、しっかりそこらへんのところも押さえて行きなさいよ。というご指摘があったというふうに私は受け止めてます。そして、あのさらに、このことは大事だということで、[redacted]も今、[redacted]も、先っきから教育の関係はしっかりやってくださいよと言うとるんで。例えばね、ここにいろいろな関係で、第１項のラージ１項の中に、括弧の、スモール１項にしてもですね、この[redacted]うんぬんの、どこどこなんていうような、なんか差別事象が、[redacted]にも起きて、そこで初めて気が付く、はじめて気が付く、そして勉強をする。そして、そこの市町村でしっかり取り組んで、執行長である市長、ならびに県庁あたりがですね、しっかり取り組んで行く姿勢を持つようになるんです。これが現実の実態なんですよ。ですから、こういうところで取り組んできたところを、先進地として、しっかり、あのう、教材としてですね、こういうな、各、今福井県下におく説明をいろいろされるにはね、これはあの、男女の、あのう課長の、宇野さんな、しっかり覚えておけ、こういうことは大事なん。参考になるところは多いに参考にして、そのことの事例を挙げて、その市町村長をはじめ関係の課長連中、あるいは職員に、あのう、市町村行政にレールに載せなさいという指導にはね、具体的なレールを挙げて説明されるのが一番いいんですよ。ですから、あのういかにもね、あのう、計画性、計画性いうのも大事ですけれども、臨時的にね、あのう、そういう事例があって、気がついたところ、そういうものは県行政でしっかりとらまえられて、そして速やかに、各市町村長を通じ、あるいは市町村の関係主管課長に、あのう降ろしていく、それがなければ、全然。特に教育の場合も、社会

教育のレール、これで今いみじくも企画幹おっしゃった嶺南の指導者研修会なり嶺北の指導者研修会では、例年ねやってなさる。私は、これは敬意を持って、敬意を表しとるところなんですが、あのう、しっかりお取り組みになっているけれども、本当にそれが具体的なものになっているか、なっていないのか、いうことの、やっぱり点検、分析して、確認をして、そして新しく、そのレールの上で何が模索をして、何がまだあのうこの差別が残っている結果になっているんだ。その事実関係を照合したもので押さえたものでいくことをしなければ、ただ、慣例、慣行、慣習のような恰好で、毎年一辺やればいいんだ、いうようなことで流していったんでは、差別は絶対に無くならないよ。

いみじくもね、私の一つの具体的な例を、今挙げますけれども、結婚差別なんていうのは、本当にたくさんあります。今、あのう、福井県の中でも事例を挙げい言われれば、１０や２０でもなんぼでも挙げるぞ。けれどもね、[redacted]、一般、君達と一緒や、[redacted]、そして[redacted]そのように[redacted]、そのようなことでね、けれども、これがそのままスムーズに行っているんじゃあないんですよ。必ず私は一遍は関係、関与して、で、長い時には３ヶ月もかかって、そこの大阪へも行って、[redacted]、するんで。そのような連中と度重なって、この同和問題を話して、そして、まあ、できているんですけど。そういうふうにね、やって、一生懸命やっているから、犠牲になっとって、自分その恥を、こんなもん手柄やないんやから、誰も喜んでやりたいもんはないけれども。何とかしたいということで、会合したりということで、私は取り組んできたんだが、そういうことをやれる人間はいいけれども、やれない人間は泣き寝入りで、生木を引き裂くように裂かれて、そして、あのう終わってしまう。そういうようなんが多いということ。

これは何かって言うとね、本当のあのう、教育の企画幹、あのう、その中身を、一遍、点検、分析をしっかりして、そして現実の実態が何かっていうことを、あのう研修をやるだけやなしにね、その後の追跡をしっかりしてやって欲しいということを私は強く言うておきますが。で、そのようなことが押さえられていけば、多くの権限教育で、いま降ろしておりますけれども、それなんかの、後の追跡をしっかり確認してもらって、そしてやって、今、いみじくも中央から予算的なものを明示して、そしてやることが大事なんとちゃうんか。そこから押さえて行くと何をやらなければならないかということが出てくるんではないか、というふうに、そのことの指摘が多分あるんやないかと思うんですが、皆さん方はどういうふうに受け止めらておるかは知らないけれども、賢明な皆さんやから、しっかり、あのう西川県政の中で取り組んで行くことを頭の中に入れてくださいよ。何を中央の、[redacted]が言っているのか、そして[redacted]が、あのう何を願っているか。それはね、我々の差別の実態から、あのうみて、こういうことだよということを申し上げているんで、一つぜひ賢明な解釈の中で、いいようにして取り組んでください。そしてあのう、後ほど、え一っと、総務の企画幹に言うときますが、財政上の問題、これなんかについて取り組みとね、現状の取り組み、将来展望の中で解放に向っての、解放行政に向っての取り組みをされて、これは何かっていうことで明らかにしてください。それで、我々に、一つお知らせを願えれば有り難い。これあのう梅田部長にもお願いしときます。

[redacted]

ええーと、まああのう時間がだいぶ経ってきましたので、まあ、この問題ばかりで、後の問題を…

[redacted]

あのね、福井県が学校教育はずいぶんやっていると思うけど、社会教育と違ってな、正直言う

たらね。あんたどういうふうに、その把握しておるのか知らないけれども、福井県全体の県民がやね、どれだけあんた人権問題を理解しているのか。それ一遍しっかり把握してみないかんわ。

私らから言うとね、ほんとにまあ言葉は悪いけれども、真剣に取り組んだ２、３の市町村以外は、ほんとにお粗末な状況やとわしは思う。だって、多くの市町村がほとんど取り組んでいないんや。取り組んでいないのに前進するわけはないんやわ。今これあのう、人権啓発、人権教育啓発推進法にしたってやね、結局、我々の問題じゃなしに、全国の人権の問題やぞ、なあ。差別される側に立ってないん、差別する側のやっぱり国を変えていくための法律なんよ。ところが実際は、差別する側の人々の、各市町村がそんだけ前進しないでおるというそういう実態がある。もし反論があったら、一遍、そんなら、各市町村の年間の計画を出して欲しいん。それはしっかり。年次計画あるはずや。[redacted]は、それずーとやっているから、一覧表を見りゃあ分かる。年間、何月なになに、何月になになにと、いうことをきちっと具体的に計画してると。そういうものが各市町村にあるんかどうかや。単発的に１年に１回やると、そんなんあきませんで、中身は別としてやぞ、もし私のこの捉え方に反論するんやったら、一遍それ各自治体が具体的にこういうものをやっていますということを、全部、今何市町村になったんか、２９になったんか。一遍それを全部出してみよ。今時間ないからしょうがないけど。次出してもらえば。それは、そういうの結局、我々以外にも、全部の県全体の各市町村の問題なんや、これは。君らがいかにこれに取り組んでいると、これも大事なことやで。しかし、各市町村が取り組まん限り全然進歩しないんとちゃうん。それずーっと３０年間続いているところもあるんやわ、なあ。何もわしゃあ同和問題だけをやれいうんやないで、なあ。他にいろんな人権問題あるんや、同じ差別や、それをしっかりやっていきゃあ同和問題の解決する場合もあるんやから。つまり全然そういうものをやらないとなってくると、全くどうにもならんわけやなこれは。だから今、これはどうしてもお願いしたいのは、各自治体でどう取り組むかということが大事なんや。そのためにやっぱり、それぞれの市町村がやな、自分とこのやっている事業、同和教育、そういうものの基本計画なり、実施計画なりを立ててもらわないかん。年次計画作ってもらわないかん、なあ。それを出してもらわない限り、進んでいるということは何ら具体的に示されんで。だから、僕は、いつもそうなるんか不思議なんや。何故こういつまでも福井県が停滞した状況になってきておるんか、なあ。そういうところを君達が<不明>進めなならんかということをどういうふうに認識しておるんかと、教育にしたって。

部長さん、梅田さん、どう進めていったらいいかな、それ県がどう受けとって具体化しようとするんか、それ聞かせてよ。

梅田健康福祉部長

まあ、当然、法律に記載、書いてございますとおり、国の責務。それから地方公共団体の責務ということでね、それはまあおっしゃったように各市町村が自主的な動きをですね、積極的に進められれば、先ほどちょっと私が申し上げました、各家庭の浸透というものね、十分図れるんじゃないかなと思っております。だからその、県は県で一生懸命やっているつもりございますけれども、やはり全てのこと、たいがいのことはですね、各市町村、真剣に取り組んでいただくことによって、全体的に効を奏していくんだと思います。

で、まあ、先ほどらいお答えしておりますけれども。各首長さん、あるいは助役さんの集まり、あるいは主管課長会議で、一生懸命口をすっぱくしてですねお願いをしていると、ちょうど今、合併という機会を捉えて、これ絶好の機会だということでですね、前に進めてもらおうということで、精力的にお願いをしているわけでございますけれども、まあ、少なくともこれまでよりも少し進んできていると思いますけれども、まだ十分な状況ではなかろうと思います。したがいまして、もっと強く、強く言うつもりでございます。

[redacted]

それはまあ努力していなるのは分かる。しかし、先方は遅々として進んでいないと思う。

[redacted]

いくらあの部長が、あの綺麗なお言葉で、そのたんびのことなんですけどね。一つあの、やはり大事なのは、この８月２９日、ね、行われる、あのその、主管課長、横向いとったらあかんぞ、天井を見ているんと違う。まさしく私の言うことを聞いて、書類を見てなさい。人権施策推進審議会、いいですか。ここには、＜不明＞局出身の連中、弁護士の連中、これらが皆入ってるん。ですからそこで、福井県としてどうあるべきだという骨格的な、その具体的なレールに乗せる、そういう施策の審議をするんですね、そういう意味の審議会でしょう。ですから本来からいったらその審議会に提示される、かけられる、そのことは今日この場で全て明らかにして欲しいと思うんです、私は。ですけども、そういう時間的なものもないので、その審議会に、第１回審議会に出される内容は、恐らく押さえられているものと、あの、ぜひ期待していきたいと思うんですが、その場でしっかりと、その審議会の会長に、これは恐らく弁護士が、[redacted]がなっとるんやろと思うんですが、あのう、弁護士がなっているんですから。弁護士の先生は法に、普通の者よりも詳しい、あの、専門の知識を持ったお方なんで、しっかりと先生はお分かりになっとると思う、[redacted]は。ですから、県の課長さんで、しっかりそこんところはね、あの大事なことを、大事な、一番大事なところで審議するんですから、ですからそのことで、そのう、ね、落ち度のないように、しっかり取り組んでください。それ私から今日強く申しておきます。

[redacted]

えーと、それでは、あの、次のに移る前に、ちょっと要望を伝えときます。今あの…

[redacted]

＜不明＞

[redacted]

ほな、あの…

宇野男女参画・県民活動課長

たしかに[redacted]おっしゃられましたことを心に留めまして、２９日にございますので、審議会にしっかり伝えさせていただきます。

[redacted]

結果をまた知らせてください。どういう結果であったかいう。で、どなたがどう言われたいう、その内容でなくてね、なく。あの詳細を一遍聞かせて欲しい。後で、終わってからで結構でですね、２９日以降で、それもちょっと宿題の、大事なことなんで、一つお願いしておきます。

宇野男女参画・県民活動課長

はい、かしこまりました。

[redacted]

えーと、まああの、先ほど、[redacted]からも、また、[redacted]からも、教育は非常に大事や言うことを言われたと思うんですわ。僕も、あのう、前に、県の幹部の方に、大橋企画幹に言っ

ていて欲しい、教育いうのは非常に大事やから、まああのう、我々はその教育のことについて、これから県との勉強して行きたいいうことを言うたんですけど、本人に伝わったんかどうかは知りませんけどね。

僕も、あのう、昨日、一昨日、この回答をもらったんです。家でず一っと読んで行ったら、教育委員会は、え一、蚊帳の外。分かりますね、蚊帳の外。外されておるいうことを、自ら外れたか、相手にしてもらえなかったか知らんけれども、まあ、ほとんど、この要求書の中では、教育委員会いうものがほとんど出てこん。だから、あのう、えーと、生涯学習課と、それから義務教育課、高校教育課は、まあ、これをもう１度、あのう、学校教育としてどういうふうに、社会教育として今後どうして行くか、今までどうやってきて、今後どうして行くかいうことを、やっぱり、あのう、真剣に考えて回答していただきたい。まあ思うんですけども、以上です。

（進行：[redacted]）

よろしいですか、後から回答書をもらういうことですね。はい、再回答よろしくお願いしたいと思います。

それでは時間の都合で、こればっかやっておられないので、次に行きたいと思います。

４ページ目の回答から、またお願いいたします。

白崎地域福祉課長

地域福祉課の白崎でございます。それでは座らせて説明させていただきます。

[redacted]

その前に、トイレ休憩をしてあげなさい。

（進行：[redacted]）

すいません。なんかちょっとトイレ休憩をしたい人があるみたいなんで、それじゃあ１０分でいいですか。１０分で。ほな１０分間休憩にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜休憩後、県側から要求項目３～６に対する回答を一括して順に読み上げ＞

3 [redacted]において[redacted]による個人及び同和地区を中傷する重大な人権侵害事件が発生した。

① [redacted]事件は、その後にどのように活かされてきたのか。

（白崎地域福祉課長が回答読み上げ）

② 因果関係、すなわち原因があるからその結果としての差別事象が発生したと考えると、その原因はどこにあるのか。原因に迫る取組が必要である。

・人権学習会、人権啓発集会等の参加者の実態はどうか。同じ人ばかりの参加になっていないか。実態把握はしているのか。

（白崎地域福祉課長が回答読み上げ）

・人権教育や人権啓発の方法は現状で十分なのか。「食わず嫌い」を育てていないか。一度も参加していない人の参加をどうするか。

（白崎地域福祉課長が回答読み上げ）

③ 人権侵害は県内どこにでも起こりうる。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」との

関連をどう考えるか。
（東村総務部企画幹が回答読み上げ）

④ 県としては「人権擁護法案」の成立を目指して政府に積極的な働きかけをされたい。
（東村総務部企画幹が回答読み上げ）

4 人権問題を議題にした首長レベルの話し合いができる「懇話会」を設置されたい。
① 懇話会で人権条例、人権宣言などの制定、「人権侵害救済機関」の設置などについて検討されたい。県は「懇話会」設立に向け世話役、連絡調整役をされたい。
（東村総務部企画幹が回答読み上げ）

5 「実態調査」について
① 福井県は[redacted]と連携して「実態調査」を実施したが、他の市町村についての実施計画を明らかにされたい。
（白崎地域福祉課長が回答読み上げ）

6 [redacted]の開発事業について
① 造成事業の促進と造成後の具体的計画を[redacted]と協議の上、明らかにされたい。
（造成事業については、池田小浜土木事務所長が回答読み上げ、造成後の具体的計画については、川波嶺南振興局長が回答読み上げ）

要求項目３～６に対する回答についての質疑応答

[redacted]

今、最後にね、この[redacted]の結果、土木の所長の池田所長が今申された、計画としてはもう実施に移行して、最終段階に入っとるわけなんですが、県の関係事業は。ですが、これは、最近のは、まあ今年、１７年度、明年の３月末までっていうことになっているんですが、それに完全に出来ますか。今、あなた、完了するのは。まあ計画ですから、今、実施に動いてやっているんで、もう９月、にもうすぐ入るんだが、だいたいの見通しは、あんた専門的にみて、完全にそれがもうレールに乗って完了いたしますか。それとも、あのう、そういう見通しではやっているけれども、まあこれは、あのう天変地変、いうたら環境の災害とか、あるいは地震とか、そういう不可抗力的なものが発生した場合は、これは別ですけどね。

池田小浜土木所長

あのう、まあ、だいたいの工事はもう全て発注しておりまして、契約納期も３月といことでやっておりまして、まあ、実はあのう、仮設、矢板を打ってございますが、まああの工事の方はまだ発注してございません。他の工事が終わらないと、ちょっとあの締結できないものでして、そういうことを踏まえて、現状の中でも、工程的に３月に完了することはできると思っています。

ただ、まあ[redacted]おっしいますように、万が一、まあ、あそこは、あんまり年末に雪がたくさん降って工事に支障をおこすとかですね、そういうことは、まあ少々考えられますが、今の工程の中では無理のない工程で３月中に完成する考えでおります。

[redacted]

わかりました。はい、有難う。

[redacted]

遡ってお尋ねするけどもね、先ほど、ほら、各市町村の啓発事業、これ実態をね、やはりこちらも勿論、あなたがたも、やっぱり同じことや、両方がやな、しっかり把握せないかん。現実、

分からなくて、県としてもやな、やっているとかやっておらんとか、そんなこと言えんのや。

それで、そのうまあ１７年度、やな、そのう、各市町村の事業。これ一遍、それから財源、なんぼいったか、なんぼかかったか、それを一遍出して欲しい。そういうものを出して、お互いやっぱり真摯に確認せんとやね、これはもうお互いやっているとかやっておらんとかいう水掛け論になってしまう。それ出してください。後でいいから。どうやの。

東村総務部企画幹

これにつきましては、先ほど、休憩の前の時のところでの説明をさせていただいた中でですね、市町村に対する今調査をしておりまして。当然、予算規模でどういうふうなものになっているかということでございますけれど、それあの、当然、市町村毎に、体系はそれぞれ違ってくると思いますが、それで今整理をするように調査をしております。まとまり次第ですね、まあ、ちょっと数が有りますので、まとまるのに時間はかかるかもしれませんけれども、まああのすぐ整理してまいって、皆さんにお示ししたい。

ただ、県の方につきましては、従来からもそういう部分については整理してきておりますので、先ほど、午前中、いえ、先ほどの休憩の前にもご指摘がありましたけれども、これについては、県のは、また、あのう別途、事前にお示しできると思います。

[redacted]

なぜ、それを言うかと言うと。やっぱり、各市町村の実態をお互いに把握せんとね、話しが出きん、なあ。そういうことでお願いします。

それからね、今、[redacted]の差別事件なあ。これも確かに、事後措置としては、いろんな所で研修会をされる。これはまあいいとしても、これはあくまで対処療法やで、なあ。やはり差別事件というのは、一つ出てきた、が、その一つやないんや。こんなもんは氷山の一角や、なあ。その証拠に、なにもその落書きが[redacted]で初めて出てきたんやないで。ずーと以前に、[redacted]の海岸でもやね、やはり、いたずらとか、そういうものを書かれたところがあるんや。それから、やっぱり、[redacted]の差別事件、なあ。前の[redacted]の差別事件。たくさん有るんや、なあ。結局これはねえ、やはり、そのう全県民がやなあ、やはり差別意識が有るからやはり出てくるんや。それをどうするかという問題なんや。関係者だけが、そのう、話を聞いて、研修したわあだけでは、これはどうにもならん、なあ。やはり、根本的にやな、やっぱり県民の差別意識、人権意識をやな、高めていく、それしかないんや。それをどうするかいうのを、今、今日ずーっと、これ話してきているんやないけ、それだけに１点に絞られるんちゃうんか、おー。今度出てきたらやなあ、対処療法でやなあ、研修会とか、何やったいう話にはならん。根本的にそこに行くんやないの。

だから、やっぱり、研修するにしても、啓発するにしても、体系的に、やはりやってもらわないかんわけよ、各市町村が。それをきちっとつくってくださいと、つくってもらえと、言うこと。だから今、差別事件言うたって、これはあんた、またいずれ分かるんや。こんなもんあんた１件やそんなもんやない、分からんもんがたくさん有るんや。そういうものをどういうふうに無くしていくって行くいうたら、こんなもんわしが言わんでも、みんなよう分かっている。やるきが有るかないかの問題や、なあ、まあそういうことや。

[redacted]

今、部長の方からも指摘をしましたけれども、３番の②のところの回答、これ抜けているんですけれども、いわゆるその原因がどこにあるのかというところを、そこのところを文書で示してもらいたい。今からどういう検証をするのか、どういう学習をして、どういう県民啓発をして行くのか、ここにつながってくるんで、ここの文書はもう一度文書を挿入してください。

それと③のところで、回答の中では、法律で、人権教育啓発推進法で、地方自治体の責務が書かれてあるから、それを求めていかなければならない。我々、先ほどの議論の中でもそのことを言うてきたわけです。このことを盾にしても、県がね、市町村に、だからこそ市町村の中で、人権教育啓発の行動計画、実施計画をつくらなければなりませんと。これはお願いではなしに、指示、指示ですわ、指示。それぐらいのレベルで県が市町村に対応して行かないとね。あらゆる機会を通して、そういうお願いしているというレベルの問題ではないでしょう。国の法律にも明記されていますから、これは地方自治体として、責務として、人権教育啓発推進の行動計画、実施計画をつくってもらわなければなりません、こういう指示をしてください。そうしないと、お願い行政ではこれは進まない。やるやらないでは、先ほど、最初の回答の中にもあったように、一部進んだ、まだまだ進んでいない、合併を契機に進めさせて行こう、なんか進まないような状況なんでね、これもう一歩踏み込んで指示をしてください。法律に明記されているんだから。ましてや、そのことの取り組みを、やっぱ促すための具体的な事例も、これ差別事例も出てきているんですから、そのことを通して、それぞれの自治体に指示をしながら、全ての、県下全ての自治体の中で、人権教育啓発の行動計画や実施計画がつくられる取り組みをぜひお願いしたい。

もう一度、この、その原因がどこにあるのかということと、いわゆる市町村に対する対応の問題。ここでもう一遍、回答してください。

梅田健康福祉部長

原因は、どこにあるのかということは、先ほど、私が申しましたとおり、要するに、誤った認識、逆に言えば正しく理解していない。要するに知識の欠如、いうものが、先ず、基本にあります。その上で、意識の問題もあるかもしれませんけれども。先ずは、正しく理解していないという、そういうところがですね、根本にあるんだと思いますから、そこをしっかり浸透して行く必要があろうかと思います。

[redacted]

そのことを文書に書いてください。

東村総務部企画幹

市町村に対する指導、指示というお話でございますけれども、まあ、当然、お話にありましたように、法律の中に書かれていることを守ってもらうということでございますので、そういう話を、私どもも今、法律の文面のコピー、あるいは私どもの方のリーフレットいうものを含めてですね、あのう、それをお見せしながら話を進めているところでございまして。いわゆるお願いという意味ではないんですけれども、ただあのう、地方分権一括法が制定されてから、いわゆる昔、従来形の、その、国、県、市町村というのが、上下関係の関係から、いわゆる並列いう関係というような形に変ってきておりますので、えー、いわゆる、そのう県が、いうことをきかせるというような形での強権的な指導力というのは、今、あのう非常に難しくなってきているところもございます。

ただ、先ほど申し上げましたように法律に書かれていることでありますし、そういうことでの理解をですね、市町村にも求めて。あらゆる機会を捉えてやって行きたいというふうに考えています。

また、今年、１７年の４月から、県の方といたしましては、従来、人権担当が県民生活部が所管でございましたけれども、この４月から総務部の方が所管するということにもなりましたので、そういう意味で、市町村の方とお話できる機会がまた増えているという部分がありますので、そいう機会を捉えてこの問題を進めていきたいというふうに考えています。

[redacted]

そんなんではあかん。一括して市町村の担当を寄せて議論したらいいんや、これ。

[redacted]

あのう、企画幹な、言葉巧みにそのような言い方はするなよ、え。君どっち向いて誰に言うてんねん、お前。君だけは、僕は、そういう、あのう立場に置かれておるし、しっかりしていると思てたのに。そんなすり替え、置き換えしたりした物の言い方はどこにあるんや。なに首を横に振ってんねん。納得いかなんだら納得いくまでお前の話聞こうか。そんなもんとちゃうぞ。ただね、そりゃあ上級官庁、昔の封建時代の上級官庁とは思わん。けれども、市町村行政が住民の直結行政なんや、市民との。都道府県行政が中間行政であってものうてもいいんやぞ、お前の言い方やったら。国は統轄する行政でね、そして市町村行政いうのは市民と県民との直結行政やないか。都道府県行政というのは中間行政であるんやで。あなたはね、今、皆と平等の行政で一貫してやって行くんだという、そのこと、それはね、確かに、あのう、そのことは、君に喋喋として言うてるけど、分かっとんのや、分かっているけれども、指示、お国の指示なり、通達なりいうのは、市町村に通達するやろ、お前んどこ、え一。けれども、こういう大事な問題で、法的にも法治国家やからね、法的に規制されて、法的にしっかりこうあるべきだということを示唆されていることに関して、なぜ、そういうような、あのう、ことだけをね、そういうふうに置き換えたり、すり替えたりした物の言い方をするんや。大事なことですから、あのう、その方法については検討して頑張ってやって行きますよということが言えないか。あなたのようなそんな言い方ってどこにあるんや。そんなんやったら、一般の行政の指示でも、お国の通達でも、指示でも、教育もなんも全部そうやて、え一、指示、命令を下す時には、あのう、法律でこうやから、通達でこうやから言うて、通達をそのままで、びゅーっと降ろしていくんやないか市町村へ。お前がそんな、そんなもんで、分権みたいなことばっかりでやって行くのか、こら、県は。それならそれで、あのう、これからしっかり踏まえたるぞ、僕は。そういう言い方をしたらあかんて、大事な問題で、差別の実態がこういうふうに有る、ね。あなた方は、差別をする方側や、間違いなさんな、ね。知事以下、皆差別をする方側に立ってんのや、僕から言わしたら。その連中の不心得から、しかも、行政の、今日の都道府県行政の執行機関の、あのう、都道府県行政の上におってやっていくんや君ら。それならね、責任感いうものを感じいよ。部落の者がいつまで経っても、あのう、差別を受けたらいいもんとちゃうんや。現実に、実態の差別を、発生しておるその差別を、あのう、こうして皆さんに提示をしてやなあ、こういうことが起きているんですぞという中で話をしてんねん。お前ら今日来ているのは、こら、月給をもろて来てんねんぞ。いいか。そういうところで、中間行政としての、公務員としての職責の上にあるんじゃあ君らは。どんな責任ある立場に立っている思ってんねん、え一、今日来ている。あのう、うちの部落の大衆はな、皆は、月給もろて来ているんやないぞ。けれども大事なことやから、民主主義の原点というのは。人間差別が有って、何がこら、民主主義の社会や、何が民主行政や、僕から言わしたら。そのことを皆さんこうですから、ご苦労やけども一生にやって行きましょう、どうでしょうかという話をしてんねん。そんな、お前そんなことをあれにしてな、言葉巧みに利口を超越した、狡猾な論理だけを並べて、お前が言うんなら、講釈士を呼んできたるぞ。部落民はそこまでの、あのう、学問もしとらんし、教育もしておらへんし、君らほどの文才は無いかも分からん。けれども、そこまで踏んで通るなよ、こら。え一、お前達、何様やと思ってるんじゃい。あんまり、こら、腹を立たすような言い方をしたり、持って回すような言い方をすんなよ。僕はな、君だけは、お前、中堅幹部としてもしっかりした、これあの企画幹が総務に座っている、座ってんなあ思たけども。部長は杉本君がやっていて、杉本君は、あのうこっち来て、これは、こういうふうな企画幹がそこに居ってくれたらいいなあ思って、わしゃあ思たけど、お前、案外、こら、言うようになった

ら、置き換え、すり替えた物の言い方をするなあ。差別をしておる方側に、組んでいる方に立っているからそんな言い方ができるんじやあ、お前ら、踏まれておってみい、君んどこのなあ子どもでも、いいかあ。こらー、顔を上げて聞いておれ。君んどこの子どもでも、寝姿を見て、今日は、差別を受けんかったでよかったなあ、頑張ってやってきたか、職場でどうや、職場であのう、差別を受けなんだりなんかして平穏にやってきたか、頑張ってやっておるか、いうことの、こらー、考え方や物の見方で子どもを見たことがあるか、君らは、えー。孫でもそういう見方をしたことが有るか。我々は、差別の戦前、戦中、戦後の中でな、私は、長生きしておるけれども、平均年齢からいけば、まだ、もうちょっと生きんなんねん。そこで、差別の仕組みの中で、そして子ども達を、一般地域の連中と結婚させてんのやわしは、どこまでも苦労をし、子どもの寝姿一つ見ても、そういうことの思いと、そういうことの思いを持って、こらー、育ってきたん。お前達から、あのう、支援やら、あれを受けて、わしは子どもを育てたんとちゃうぞ、言うとくけど。だから[redacted]、そして中川知事に差別が無いということにはならんぞ知事、言うて、話をして、あのう、中央本部の指示を受けとって、そしてつくってやってきたん。そして福井県が今日までここまでよくなってきたん。

今、肝心の時にきて、今日的な差別の実態を皆さんの前に示唆して、それがあなたがたも分かってるん。そこで、この問題をそういう置き換えをして、なんか市町村に降ろすには、[redacted]がやな、あのう、[redacted]が言うたら、また、それ具体的にどうやいうことになってくるんや思て、相手があることですから言うて、何が、その相手があるもん、<不明>んじゃい、こらー。そんな横着な言い方があるかえ、君らの責任で、責任で、それならそれでね、責任でこうやりますういうぐらいの事が言えないかんで、えー。結果を見なんだら分からんことやけども、若干、向って道すがの未確定要素もあるが、だから私は確実にこうやりますということの返事を、今君にせい言うとるんとちゃうぞ我々は。そこまでの取り組みの姿勢の問題を問うてんのや。[redacted]からも言うているのはそれなんや。それを、こらー、言うておるんを、なんや君はカラスがあれしとるようなもじや、えー、置き換えすり替えして、まこと上手にやな、言葉巧みに、こら、利口を超越した差別の言葉を吐くか、お前。それならそれで、あのう企画幹、お前を相手に物を言うてやるぞ、これから、そういうことを言うたらあかんで。納得のいく、それならそういう言い方で、[redacted]、わしだけでも構へんわ、えー、皆を踏みにじるなら、踏みにじってみい。そんなもん承知せんぞ皆が。けれども私自身でも、納得のいく回答をする責任が有るんやで君には、分かるか。面白半分でお前ら給料もろて、そこの、あの企画幹やいうて、総務の中心的な要のとこでやなあ、財政からなにから全部、あのう、握っとるんやで。そこで、こらー、胡座かいて、おのれやるかー、そんな、あのう、知事も、西川さんも、そんなことを君に任せておるんとちゃうと思うぞ。副知事の飯島にでも、明日行って話てやるぞ、こらー。そんなあのう、踏みにじったような、横着な言い方をするなよ。

[redacted]

ちょっと言わせて…

[redacted]

言葉巧みにこらー、あのう、知事の鼻糞の教育を、お前らは受けてやなあ、そして部落民や思て、こらー、お粗末な扱いするんならしてみい、どこまで苦労をして、どこまで死ぬ思いで、こらー、今日までの人生を刻み歩んできたんか、きさまらに何が分かるにや、こらー。そういう横着な言い方をしたらあかん。もういっぺん納得のいく回答をしてみい。

[redacted]

あのね、あの地方分権一括法のことも分かっています。そういう建前の議論をしたらだめ。ねえ、今、差別の実態を我々は提示して、片方でそのことを解決するための法律があって、その法律に地方自治体の責務が明記されて、そこを県行政として市町村に厳しく迫っていくべきではないか。お願い行政やなしに、指示をする、厳しく迫る取り組みが必要ではないか、こういうことを私は言いました。しかし、あなたの回答は、地方分権一括法を盾にして、いわゆる建前の話できたから我々の怒りがこう出たわけです。ねえ。もう１度、一遍回答してみてください。

[redacted]

座っといて言えや、そんな時だけは立たんでいいて。

東村総務部企画幹

すいません。座ってやらせていただきます。

先ほどの休憩の前にですね、[redacted]の方から、いわゆるその市町村が進まない原因は何なのかというお話がございました。で、財政の問題も、それが一つの大きな原因ではないかと。私どもこの件について、まあ従来からこういう取り組みをやってきているんですけれども、なかなか進まない、そこの原因というものについては、非常に考えあぐねてきているところがございました。で、まあそういう中で、その財政の問題も今日お話をお聞きして、一つの原因なのかもしれないというふに思っておりますけれども。やはり、その、従来からもいろいろと市町村と話をしてきているけれども、なかなか進んでこない。したがって私どもは、今回、この市町村合併という機会を捉えて、これを一つの契機としてですね、少しでも進めないかというふうに、今、取り組みをしているところでございますが、なかなかその従来から進まなかったところの流れの一つとして、今言ったようなことが有るのかなと言うことでですね、私どもの、この気持ちが出てしまいましたけれども、あの、その、いわゆる市町村に一つでも、多くの市町村の方に理解を求めてですね、こういう基本方針とか、行動計画とかをつくって、やってもらいたいということは、もう私どもも、勿論思っておりますので、今、市町村合併という機を捉えてやっていきたいというふに考えているところでございます。

[redacted]

あなたの話を聞いとると、できるだけやりたくないという話やわな。

[redacted]

今ねえ、そういった返答をいただきましたけれど。我々は、こういった所へ来ているのは、私、何回も言うんですけども、今日、生まれてくる子どもも不平等、不平等なんですよ。そうでしょう。そして私達、生まれた、ここで生まれた、同和地区で生まれた人達は、死ぬまで不平等なんですよ。今、[redacted]が言われたように、命かけてきとる人もいるんですよ、ほんとの話は。そんな回答されておったら、怒りますよ、ほんま。情けない。各市町村に行ってお願いしますとか頼みますといようなことは言わんといてくださいよ。そうでしょう。違いますか。あなたがた、自分の孫や子どもやったら、不平等に扱われたら腹立ちますやろ、立ちませんか。

部長、私、いつもねえこう思うんですよ、ここには県知事が来て、私いつも来て、何かこう返答をして欲しかった、今までは。今は違います。はっきり言うて、県行政に入ったら５年１０年ぐらいの人が村に一杯来て、この問題をしっかり捉えて、福井県の同和問題をほんまに解決しようういうような人が３人でも５人でも出てきてくれた方がましです、部長には悪いですけど。今までずーっと遅かった、県知事が、副知事が来て、われわれにしっかりと回答して欲しかったんや、

今までは。何十年わしらはここに来とんねん、そうでしょう、去年、一昨年と初めてきたんとちゃいます。県行政だけでなく町行政もそうです。我々は、こういったことを頼みに来ているんとちゃいますよ、これは我々だけの問題やないん、そこで生まれただけで差別されたら、どう努力したら無くなるんや、我々努力したって無くならへんのや部落は絶対に、そうでしょう。身体が不自由やったら、今の技術で、五体満足なったら差別無くなるんですよ。外国人の差別、外国へ帰ったら差別無くなりますやろ、違いますか。我々は、そこに生まれただけで差別されたんや。こんなもんいいかげんな返答しとったら、いつまで経っても、１００年、２００年経っても無くならへん。我々の子どもや孫の代にこんな差別残してならんやろ。国も県ももっとしっかり考えなあかんやろ、こんなことは。そんなあ、各市町村行って頼んでみますいうような回答は、ならん。

[redacted]

はい、部長もう１回答えよ。そんなお願い行政をまだまだ続けるつもりか。

梅田健康福祉部長

えー、勿論、県もいろいろのことをやっておりますけども、先ほど、[redacted]がおっしゃったし、皆さん方おっしゃっているとおり、足元の市町村がしっかりしていただく必要があります。これ正に法律に明記してあることです。そのことを、改めて、各市町村に強く、県の方からですね、まあ、理解を求めるというんじゃあなくて、明記してあるよということをですね、はっきりと認識を確認させる。ということをさせていただきたいと思います。

[redacted]

指示、指示や。

梅田健康福祉部長

そのようにさせていただきます。

[redacted]

指示しい、指示。

梅田健康福祉部長

はい、わかりました。

[redacted]

それで、それで単に指示して、だめだとかどうとかではなしに、一遍だめな市町村を挙げてください。どこが、いわゆる県行政に逆らって、国の法律に逆らって、うちは、つくりませんという市町村があったら挙げてください。つくります市町村も挙げてください。はっきりしましょう。つくらないなら、我々、一遍、個別にやね、つくらないところに、法律違反を、まだあなたの町ではするんですかと、法治国家であるなかで法律を犯すんですかと、我々は、我々なりに詰めていきます。

だから、これ期日を切って、ちょっと県連ね、期日を切って、いつまでに、その、いわゆるやります、やりませんいうところを一遍整理をつけてください。ちょっと期日を後で切ってください。そうしんと、来年も、また同じ議論をせなあかんからね。期日を切って、それまでに県が、もう強い指示でもって、指示でもって対応して。それで出来ませんいうところは、出来ませんで

結構です。出来ます、いつまでにします。出来ません。それをはっきりさせましょう。出来ないところは、我々も含めて行きましょう一遍。どうです、もう一遍答えて。

[redacted]

企画幹、あのう、今、[redacted]からも言うようにな、そういうことになってくるぞ、これは。それが差別をしている君達と、差別をされて今日まで、差別をしている君ら、君が、今、その職で、君は、あのう、責任ある答えをしてんねん、えー。そこへ座ったのはいつから座ったんや、君、今のポストへ。えー、そういうことになるんや。我々が言うてんのは、真剣な中で、このことを申し上げてのや、だから、今、[redacted]の方から言うようにやね、答えを出してもらうことになるんや。そして、それに県の指示に、あるいは法律に従わんいうようなもんには、そこの市町村へ行って、何もんが市町村長やってると話するぞ。わし一人で行ってでも言うぞ。皆の、やっぱり意見として、そういう大事な職制の上に君は立っておることを覚えておれ、いいですか。
返事せんかい、お前、何を首を振っとんねん。

東村総務部企画幹
私は、今んどの４月から、ここのポストにおりますけれども、あのう、そういうふうに理解しています。

[redacted]

あのなー、[redacted]が言うておることおかしいか、君の置かれている立場いうことで尊重し、尊敬し、そういう念で、先ほどまでは接してたん、君に。えー、わかっているはずやで、あんた自身が。けれども、肝心のとこへきてなあ、大事なことのポイントからずれたようなことやったら、君のようなもんが居ったらじゃまになるんじゃあ、はっきり言うたる。だから言うてんのや。大事なポストに座る人は、内容が充実しとらなあかんで、外観だけで、こらー、物を言うんとちゃうで、あるいは経験だけで物を言うんとちゃうで、だから今、あんたが大事な人で、大事なポストにあの知事が据えて、任命権者が据えとるんじゃあないか。それで、我々は、そういうふうに任命権者が据えて、そういうところにお座りになってんにゃからということで、尊敬し、信頼して、接してきておるん、それに答える姿勢は持てよ。胡座かく姿勢ではだめやて、企画幹言うておくけど、それで今の話やないけども、返事をしっかりしなさいよいうことになるんにや。部長は今、そのように指示、命令を出すようにする、いうこと、これは知事の代わりに座っとる人やで、君はどこに座ってんねん、そこのところを、あのう、君らに対する信頼感いうものを失わさんように、表現の仕方はいくらでも考えたらいいんや。あんたのような、すり替えよう、置き換えようういうような考え方でものを言いなさんな。それなら納得のいく回答をしてくれいうことになるんやで。それで市町村へスムーズに降ろしなさいよ、どんな降ろし方でもかまへんわ、降ろしていって、それがおかしなことやったら、納得のいかんことやったら、あのう、県からどんなことしたんや確認に行くで。それで、おかしなんやったら、法に反してでも、あんたがたそんなやり方やっていいんか、地方自治を。えー、地方自治の上に胡座をかいて、差別を助長し、差別の再生産さしていくんか、君らは。と、いうことになるぞ。ちがうか。僕の言うていることがわからんかな。
核心に触れたことになってきたら、こらー、あのう、返事をせんか。ちょっとそれ回答してくれ。
東村総務部企画幹
先ほどからお話を受け賜っている、いわゆる全県のその問題。ものすごく重要な問題だと思っております。私も県庁へ入ってから、この間、ずーっとこの、社会福祉課のところにも居りましたし、生涯学習課にも居りまして、特に、この同和問題についても、いろいろと勉強させていた

だいた部分もございます。それだけに、私も、あのう、この総務部のところに座って、組織改正もあって、人権の担当ということになってですね、少しでも前進が出来ないか、ということを思って、今、あのう、いろいろと考えを整理しているところでございますけれども。あのう、確かに、これまでもいろいろと、我々、側面的にも見てきてですね、まあ、市町村が、まあ、一生懸命やってくれるところと、なかなか一生懸命になってくれないところが、いろいろ歯痒い思いをしてきているところもございます。で、まあ、あのう、私の個人的な気持ちから言いますと、もう指示とか、そういうことも含めて、何かできないかなということを思っておりますので、先ほど、総務部の方は、少しは市町村とお話できる機会が多いんでないかということを申し上げましたのは、そういういろいろな機会のところで、この人権の施策っていうものも併せてやって欲しいということを強く要請することでね、一歩でも進まないかということを思っておりまして、それを申し上げたところでございます。で、あのう、けして、そのう、なんと言うんですか、この問題を、見過ごしてすまそうとか、そういうことで私が今、お答えしているんではないということを申し上げたいと思います。

[redacted]

あのう、当たり前のことを言うなよ。あのう、分けのわからん言い方をしとる思てんのか君い、えー。お前の立場が分からんと僕が物を言うていると思てのか、えー、あまり、こらー、人を愚弄したような言い方をするなよ。置き換え、すり替えしては、べらべらしゃべっとるけど、当たり前やないけ。そこの君の職場で、君がそこで職制をもろたんならな、どこで経験してきたんかどうか知らんけど、お前の態度は差別をする方側に立ってんのや、分かるか。ですから言うてのや。話をする、よう聞いとれよ内容を。それで君がな、そのことで、こうしてやるんだという姿勢を持つことをせんとって、いい訳ばかりしとるやないけお前、えー。わしも、これは考えとってお前一、と思うんにゃけれどもって、けれども何や、その先は。そうではないんだ。君の立場ではやらなければならない責任があるだぞ、えー、そういう職制の上に立つているんや君は。いややったら辞めえ、できんのやったら。お前達みたいなもんが居ってもろてな、そして、あのう胡座かいているようなことをやってもろて、優柔不断な取り組み方をしておって、誰がこらー、有難うございました言うて、黙って、対等的にやなあ、君らを尊敬する、信頼をおいてする話ができるんじゃあ、えー。この場を、どういう場やと思て君考えてるんや。そんな横着な言い方をしたらあかんって。お前の、そんな、わしは今までこうやって福祉に居ってこうや、どこに居ってこうやったんや、えー。もっともっと君らがその職場、職場で頑張っとったらやなあー、こんな差別が起きとる、ほな、僕から言わしたら。現実に、差別の実態が結婚問題にしても何にしても起きておるん、全国で。そして福井県でも５年前に逆遡して、また、あのう、あれして、この間も、そういうような同じような差別が出ておるんや。その差別の実態に照合して、我々は、なおさら力を入れて無くするように頑張ってやるんやから、あんたがたもやってくださいよということの話をしてんねん。どこがこらー、間違うとんねん。

あのう、振興局長。あなた、この嶺南のな、振興局は、恐らくは、わしは、こんなことまで言いたかない思たっとんやけど、若干触れていくぞー、これから、何時になろうと。みな解放同盟の連中は仕事せんなんならんし、帰らんならんかもわからんけども、わしは、明日の朝まででも、あのう、２、３日おいてでもするぞー、お前らと話を、振興局で。振興局いう名前をうっておるのは、遅れとっとるから振興局いう名前をうっているんとちゃうんか知事は。中川知事は、あのう、栗田知事の時から。嶺南は遅れとるから、振興局いう名前を付けとるんや、えー、そうでなかったら、砲台局とか破壊局とかいう名前にせい。遅れとる振興局。しかも、その上で遅れとって、もう一つ、同和問題が、あのう、差別問題が発生してきとんねん。だから大事なこととして、そして日本一豊かな、男子のあれでは、どこや、長野県が一番か、長寿県は。そして福井県が二

番か、そして、女の、女性の方では、沖縄が一番で、福井県が二番か、そして一番豊かで住み良い県、原子力発電をつくっておるさかいに、その財源が入とるや。で一、あの一三千いくら…、合併して段々少なくなっとるけど、豊かな県になつとるんや、福井県は。その財源的なものでも、本当に無くするつもりならなあ、なんぼでも、あのう、充当できるんや、それをなんじゃったら、かんじゃったら言うて、すり替えたりなんたりして、越前の方に一生懸命やっとるやないけ。土木でもそうやぞ、企画幹聞いとれ、えー。たまたまね、国家のメイン政策や言うて、原子力発電をやって、そして、ここから利潤を追求したり、資源の無い国やから、そりゃあ原子力発電も大事なと思うんやで。火力やあの水力は、今、高こうつくんや、あんなもん、やったら。それで原子力発電をやって、集中的に若狭につくってやっとるや。そこで財源をどんどんあれして、あのう、つくってきておるんや。越前の方を見てみい、君は越前のどこに住んどるんか知らんけど、福井のど真ん中かどこか知らんけど。えー、

東村総務部企画幹
[redacted]です。

[redacted]

[redacted]か。[redacted]から[redacted]の方までな、蜘蛛の巣張ったほどに、広域農道から広域林道から有るんやないけ。たまたま国家のメイン政策や言うてやっとる原電を若狭地区に集中的してつくって、そして、そこへ一本の県道が通っとんねん。その県道すらな、カーブセッテングでも鋭角に曲がっているような所もあったり、縦断曲線、あの勾配でも、どーっと引っ込んだ、へっこんだりしてこないなっとんのや、波打ってんのや。越前では、蜘蛛の巣張ったほどの広域林道、広域農道や言うて、あの[redacted]の、あっから、[redacted]の方の街道見てみい。[redacted]、そして[redacted]、蜘蛛の巣張ったほどに、あのう、県道網整備されて、交通網の整備されとるんにや。悪いとは言わんで、そういうことも大事やけれども、あのう、メインの政策である、国家メインの政策である[redacted]でも、[redacted]でも、[redacted]でもつくっておるんや。それの[redacted]や[redacted]やいうてやっておるけども、走って逃げるんでも、そういうような、今、申し上げるような、あのう、横断的な、カーブでも、鋭角に曲がっておる所があって、[redacted]を今、遅まきながらやっておるんやないけ土木で、君は分かっておるやろ。そんなような、馬鹿げた、お前一、偏向行政どこにあるんや、それすら差別行政やぞ。だから遅れておるから振興局いう名前をうって、振興局長が今、3代目か4代目やっとる、初代の振興局長は、[redacted]の、あのう、今、[redacted]になっとるけど、[redacted]が、[redacted]は振興局長やったんやで。で、今、局長になって、そして一生懸命、その整備を充実するためにやってもろとるけどやね、それでも遅れとるんや、だからなあー、そういうものでも差をつけているんや。本当はな、県行政の中での差別行政のなかが、こういうふうに然らしめとるんもんやないか僕から言わしたら。まあ、今後、ここで、[redacted]でやっているそれも併せて、[redacted]、どういうことでこれからは行政のレールでとらまえて行くかいうのは、この前、ちょっと、あのう、副知事の飯島さんに話てあるけれどもな、これからは、しっかり、あのう、こら一、土木の方も、知らん顔して横向いとんなよ、あのう池田君にも言うておくけど、所長。まあ、局長、そのことを大事に、そういう一般行政のとこから2点を、そういう中で、[redacted]、ねえ、あのう企画幹、君は分っとるとおりや、お前、福祉の方もやってきたんなら、よう分かっとるはずやぞ。

どこまで、しっかり、今本部からいうような回答の次第によっては、取り組まんなんようになってくるで、お前のような言い方をしとったら、そういうことになるやないけ、部長違うか。えー、こいつのような考え方しとったらそうなってくるぞー、追い込んでいくで、面白半分で人を、

こらー、鼻で布であしらうようなやり方をやっとったら、絶対に許さんぞー、お前らのようなやり方をやっとったら、それこそ子々孫々に至るまで差別は無くならん。法律で罰則を、差別をした者は、あのう、刑法何条によって罰するいうような法律が出来ても。君のような考え方を持つとるんにゃったら差別は無くならんぞ。そんな、お前、担当の、主管のとこの責任者でおるな。僕は、君を見損のうた。そんな言い方するような男やとは思わんかった。

[redacted]

ちょっとよろしいか。それでね、あのう、企画幹、まあ部長、どちらが答えてくれてもいいんやけど、我々は、実態を先ほど言いました。差別の実態を。そのことを解決するための自治体の姿勢として、人権教育啓発推進法に基く行動計画をつくって、それに伴う実施計画をつくりながら、解決に向うスタートを切るんですよ、ということを、ここで言ってきたわけです。そいう姿勢に有るのか無いのか、これ、はっきりさそう。来年、このことを持ち越さないようにしよう。市町村が、現実に有る差別を解決するスタートラインに立っていくのか、いやいや、もうそういうことは全然無視する自治体を運営して行くのか、これ白黒はっきりつけよう。このことに対して、国の法律を盾にしながら、県は強く市町村に計画づくりを指示するということを部長言いました。ねえ。これもだらだらだらだらと、１年かけても指示が全く生かされなかったらだめ、少なくとも９月中くらいに指示をして、明確にしてください。計画をつくって行きます。いやいやつくれません。これはっきりさせましょう。合併の問題が有るなら、合併協の中にそのテーマを入れて行くのも、それ一つの前進した方法やね、これはこれで行けるけども、その仕分けをしてください。できれば、一遍９月中にして欲しい。来年に持ち越さない。今、県連の方から言ったよに、全くそれを人権、人権の取り組みを自治体として後ろ向きの対応をするということが有るなら、そこはそこで我々も腹を括って、その自治体に迫っていかにゃきゃあならん。勿論、県行政も強く迫っていかにゃきゃならんですよ。いろんな財政の締め付けも含めて、迫っていってもらわなきゃあならん。この白黒、一遍もう９月中につけてください。部長、企画幹、どちらでもいいわ答えてください。だらだらあかん、この議論。

梅田健康福祉部長

あのう、おっしゃることはもう十分理解させていただきますし、当然のことだと思いますし、まあ、あのう、市町村の直接の所管は総務部でございますので、持ち帰りましてですね、きちっと考え方を整理させていただきたいというふうに考えています。いずれにしましても積極的にやらせてもらいたいと思っています。

[redacted]

それと、あのう、課長、今度、審議、２９日の審議委員会にかけよ、この問題も。

宇野男女参画・県民活動課長

はい。

[redacted]

その審議会に、そのう、今日出た、その問題点もかけなさい。そしてその答えも出してくれ。あの[redacted]に聞くで[redacted]こ。

[redacted]

あかんであかんで、そのスタートラインに立つのか立たないのかということを…

[redacted]

もう一遍言うけど。

宇野男女参画・県民活動課長

はい。

[redacted]

この問題をな、この問題も、福井県の、そのあれで、人権施策の審議委員会になるんやから、２９日は。審議委員会に、この、今、この間は、話は、[redacted]と、[redacted]と報告はしたるやろで、それに追加しなさい、これを。そしてわしがそう言うてた言うて[redacted]に言うとけ。

[redacted]

ええーと、それではねえ、今、話し合われておる期日をいつにしていただくのか、あのう、回答していただききたいんですわ。

[redacted]

いやあ、できなかったら、できなかったでええねん。県の指示も、国の法律も、うちは関係ありませんと。うちはうちの自治体でやって行きますという市町村があって、それはそれで、はっきりしましょう、何もこれは県の指示を受けないということなんやから、それはそれで、はっきりしよう。我々も腹を括って、そこに対決していかにゃならんから。だから、その仕分けをいつまでに出来ますか。１年後に、話をしているけど、まだですねんという話はもうやめよう。

[redacted]

最初に言いました、あのう、西川知事自身がマニフェストをつくって、いつまでに何をやるいう、段階的にやっとるはずですは。あなた方が、部長さんが一番知事の側近でおられるんやから、マニフェストいうぐらいのことは当然分かっておられると思うんです。だからあのう、あなた方自身が、自分をそういうふうに期日を決めて追い込んでいかなんだら、いつまで経っても、この法律いうのは、人権教育啓発推進法は、５年前に出来とるんです。何回も何回も毎年言うだけで、無しのつぶてで、何にも前進していない。今年は、ちょっと前進したんかなあと思うんですけども。あのねえ、何故、こういう法律を、法律に、大事な法律を、どうでもいい法律をつくるような国会議員はおらんと思うんですわあ。と言うのはねえ、男女共同参画基本法いう法律がある、これはもう福井県内隅々までいっておるんです、この法律の趣旨は。ところが、一方、人権教育啓発推進法いうのは、同じ法律でありながら、基本いうことが入っておらんだけで、基本いうのは、基本があるゆうことは、各個の法律がまた別に出来るいうことなんです。ほんでねえー、法律に、これは大事やからやらんならんとか、これはどうでもええんや言うて、法律はみな一緒なんです。だからそこをしっかり返答してください。いつ、いつまでにやるのか。

[redacted]

いやあ、やるところと、やらんところの仕分けを、一遍示してもらって、そんなん時間かからへんやろ。

梅田健康福祉部長

すいません。私、あの、[redacted]おっしゃるとおり、あの、大変僭越ながら知事代理という、まあ言わば、人権・同和問題についてですね、それまあ県の責任者として、今日は出てきておるわけ

でございますけれども、あのう、現実問題としましては、今市町村の関係につきまして総務部が所管しておりまして、総務部長と私協議させていただきましてですね、後日ですね、今、おっしゃったことについてのご回答をさせていただきたいと、なるべく早めにさせていただきますので、

[redacted]

早めに言うたって、来年になったら…

梅田健康福祉部長

そういうつもりはございません。

[redacted]

それ部長ね、それから飯島副知事とちょっとしっかり協議しとっといてくださいよ。

梅田健康福祉部長

はい。

[redacted]

そして飯島さんの考えも聞かせてくださいよ。

[redacted]

あのなあ、いつもわし言うんやけどね、これはね、県下全市町村が取り組まなんだらどうにもならんことなのよ、これはあんたよう分かっとるやろ、どんなに県が努力してやったってしれとる。あかんよ、いかに市町村を動かすかの、それ早急やないの、あんた。そこが一番大事なとこなんよ。君ら結局やなあ、話したいうけど、それは課長連中や、そんなもん何が難しい。やっぱり部長なり部長がやね、市町村の町長と話をして、わしやあこれは法律で決まったことやから、やってくれということをやらなんだら、あんたどうにもならんで。

[redacted]

知事が市町村長に、そういうふうに指示を与えたら、みんなやりますよこれ、課長が、担当課長が言うから、だめなんや。知事が言うたらいいのや。

[redacted]

企画幹、企画幹、だんだん真髄のそういう話になってきたぞ、お前のような、僕に言うた言い方をしたら、だんだん今、[redacted]からも言うように、そういう話になってくるんや、えー。

[redacted]

企画幹や部長だけの個人だけの問題やない、県がどういうふにするか、西川知事の姿勢なんだこれは。重要な問題は、やっぱり知事が議会に話をしてもいいし。勿論、あんたがたの立場でやなあ知事代理として各市町村に、長にやでしっかり話をしてやったらいいことや、一応私はね、どこが問題か、君らの姿勢の問題や、それを打開せなんだらどうにもならん。

[redacted]

さっきからなあ、同盟の、我々の同士の諸君が来ておるけれど、今、[redacted]も来てここにおる、[redacted]をやってんのや、[redacted]の現在の行政、[redacted]をやってんのや、[redacted]

か、[redacted]、そこら[redacted]にあるけれど、[redacted]やっとって同盟の役員もやっておる、[redacted]らの生の声がさっき出ておるやろ、どう君は聞いとるのか知らんけど、宇野課長、面白半分に聞いとんなよ。

[redacted]

我々がなあ、市町村へ行って話するんか、できへんやろ。君らしか窓口ないんや、同和問題解決する窓口は。君らは、それで市町村独立して同じ立場や言うとったら、何にもできんは、誰がするんや、そうやろ。そのことについての重要性をよう考えてみな、我々の声を代表して、君らはやらんならん立場なんやから、なあ。そこをしっかり理解せなんだら進まんで。

[redacted]

やっぱり期日は1ヶ月ぐらいにしょう。9月中くらいを目途に…

[redacted]

部長、どうや。

[redacted]

部長、あの、あなたの所管でなかったとしても、やっぱり知事に上げてもらわなあかん話やし、要は、9月中までに市町村の最終判断を求めてください。市町村の最終判断。ねえー。それで仕分けをしましょう。やらないところまで、今、やらせという話をしたら、まだ、1年や2年かっかる話やけれども、市町村の最終判断を求めてください。それも、県の最高責任者が市町村に最終判断を求めるというところで追求してください。それではっきりします。それで法律も犯して、県の指示も犯して、そいう市町村があるなら、それはそれで腹を括った対応をしましょう、我々も。だからそれ一遍9月くらいを目途に作業をしてください。

それと部長ね、実態調査の話が有りました。で、まあ、過去に意識調査をされたんですが、私は、この差別事件を通して、もう一度県民のやっぱ意識が必要ではないかなあ、何もその一、抽出ぐらいで、いわゆる、しっかりした結果がわかるような調査で結構ですから、このこともぜひ検討してください。これは市町村じゃあなしに、県が、県下全体にやっぱ網をかけながら、今日の県民意識がどうなのか、これあの、これからの啓発や、いろんな事業、教育事業への取り組みに当たって非常に有効な役割を果たしてくると思うんで、これ今、ここで即答ということにはならんと思うけども。我々は依然として、残る差別の実態を1日でも早く解決してもらいたいという思いを皆な持ちながら、これ、同盟の皆さん参加しているわけです。全く、県民の意識と違う啓発や教育をされていたら効果ありませんねー、勿論のこと。やはり、的確な事業をすることによって効果が有るわけです。的確な事業をするに当たっては、県民が今どういう意識にあるのか、どういう実態に有るのか、意識の。このことをやはり把握する必要があると思います。これ一つ、今、ここでの答えにゃあならんと思うけれども、検討課題として持ち帰ってください。

(進行：[redacted])

あのう、部長さんよろしいですか。よろしいですか。

[redacted]

まだあるんか。

(進行：[redacted]

いえ、もう終わろうと思う…

[redacted]

終るんか、あのう、一つ、あのう、[redacted]の、ほら実態調査したね、これ勿論県が主体でやらないかんちゅうことで交渉したけども、そのへんが難しかって、しかし、県もやっぱからんだという感じでやっているわけやから、[redacted]の実態調査を、県はどういうふうに結果をやね、どういうふうに把握しとるんや、中身を。どう捉えとるんや中身を。分析した結果。それちっとも出とらん。やりぱなしと違うんか。

白崎地域福祉課長

すいません、それでですね、今、精査中でございまして、もうちょっとお時間をいただきたいんですけども。

[redacted]

[redacted]、ちゃんと分析出しとるんやろ。どこに問題があるんや。

白崎地域福祉課長

いえ、そうですけども、こちらでちょっと思っておりますのは、平成５年度に、ちょっと内容は違いますけれども、国は、実態等把握実態調査をやってございますので、ちょっとそれとの比較もしたいということで、今、精査中でございますけれども。

[redacted]

だから、あの一、本当は全市町村が対象の地域をやらないかんのやけども、[redacted]だけになったけれどもやな、そういう[redacted]だけになったとしても、福井県全体の、部落の実態いうのは、だいたい把握できるはずなんだ。なあ、そこをどう把握して、どういう問題があるか、どんな課題があるか、きちっとお前、精査せなんだら、なんのためにやったのか分からんようになってしまう。そこんとこぼかしてしもたらやなあ、そのこと自体が問題や、あんたそれ、実態をいかに把握するかどうかその気が全くない。それちゃんと分析して。

白崎地域福祉課長

分析して、また、ご報告したいと思います。

[redacted]

はい。

(進行：[redacted])

どうも有難うございました。長時間お疲れのところ有難うございました。最後に、参加者の方ご質問がありましたら。…よろしいですか。　では、解放同盟[redacted]にまとめをお願いしたいと思います。

[redacted]

それじゃ長時間有難うございした。非常にまあ不満足な点もあるけれども、これは部長さん方に宿題としてお願いしておいて。知事とも十分お話をしていただいて、横の連携いうことで、ちょっと企画幹が頼りない返事をしてくれたけども、あの総務部長の杉本さんとも、一つお帰りになったら、しっかり調整をとってもろて、そして、よい納得のいく返事を期待しております。長時間、まあ、真剣にご議論していただいて、また、教育の各課長にもちょっとお聞きしたいこと

がだいぶあったんですが、時間も相当経過しております。また後日お話をさせていただくということで。とにかく、年に１回の、これは定期的な行事だということの観念は捨てて、これからは、もう、いつ差別のこのような実態が飛び出すかわからん、こういう今日的な質の悪いね、利口を超越した狡猾、あの、差別事象が発生してまいりますので、皆さん方にも、日ごろに、毎日が大事だということで、民主行政の推進を、知事が、あーあ豊かな住み良い福井県だーあと言うて、教育や言うて、教育県や言うて、言うことだけ、言うだけの中身がなったらいかんのでね、表と中身とは、もう裏腹やいうことになってはいかんので、いち早く福井県で差別が無くなる、差別を解消しようういうことで、一つお取り組みを願いたい。ということを要望しまして。そして９月の末でよろしか、それとも、もう少し締切を先にしますか。だいたいのことを聞かせてください。我々にも考えがありますから。
企画幹、こら。

梅田健康福祉部長
あのう、大変申し訳ありません。いまの９月一杯、きちっとお約束どおり行けるかどうか、ちょっとまだはっきりしませんけれども、そのおっしゃつたことについてはですね、精一杯努力するということを、今日、お答えしてですね、だいたいそのあたりを目途に頑張りたいと思います。

[redacted]

あのねえ、取り組みはあなた方がしてくれるんで、総理大臣以上の物の言い方をしなさんなよ。考えておるとか、取り組みにあの考量しますとかいうのは違うんで、あなた方が取り組むんですからね、企画幹、そういういい加減なことを部長に、そいう助言だけは君利口に、お前、わりあい横着な人間やなあー、わしゃあ、もう君を的にしてやるぞこれから、おのれこら逃がさんぞ、お前だけは、そんなばかなことは、ここまでのあのねー、わしゃあもう絶対にこういうことはな許さんのや、もうわしの一生かけてでも、子や孫のある限りでも、そういう、あのう態度やら、あれはあかんね、あまりにも真剣に<テープ交換により不明>
あのう９月の末と言うことをおっしゃったんでね、あのう少なくともそれには間に合うようにしてくださいよ。それで私は言うてんね、それでは無理なんやったら、市町村との連携もあるやろし、今から話をしてもらわなん関係もあるやろし、そのことの。で、知事のとこへ上げて、知事も、あのう、あれだけに取り組むんではなしに、民主県政をやってかなんならん、全般的に県行政の中でやってかなんのやから、まあ、主管である総務部長は一生懸命やっても、あの、副知事も、知事の決裁もなかなかやろと思うし、それで申し上げとるだけで、それやったら１０月なら、１０月言うてもろても仕方がないですよ、こっちは聞きますよ。よろしいか、９月の末やったら９月の末で、取り組む取り組まんは、あなた方の誠意しだいやから、そんで、あの今お聞きしとるんで、何回か嘘をつかれとるんじゃないけれど、ちょっとちぐはぐな頼りないようなことが毎年あるもんでね、あれになって、しまいには、ほて、総務部の企画幹のような、頼りないような返事をするさけに腹が立つんや、よろしいな、９月の末でよろしいか。
はい、そんな分かりました。９月の末にきちっとした回答をしてもらうということで、それも前進する、前向きの回答、そういうことで、あのう了解をしていただきたい、我々も、そういういうことで了解をいたします。本日は大変どうもご苦労様でした。よろしくひとつお願いします。

(進行：[redacted]
最後に県側一言どうぞお願いいたします。どちらでも結構ですので。

梅田健康福祉部長

　え一、あのう、なかなか不十分な回答が多々あったかと思いますけれども、精一杯の努力をさせていただきたい。もうその一言です。今日は、お礼のご挨拶に代えさせて頂きたいと思います。有難うございました。

（15：56 終了）

部落解放同盟との懇談会出席者名簿（県関係者）

（平成１７年８月２４日）

所	属	職	氏名
総務部		企画幹	東村新一
	男女参画・県民活動課	課長	宇野眞理子
		主任	寸田勝浩
健康福祉部		部長	梅田幸重
	地域福祉課	課長	白崎義夫
		同和対策室長	松並利夫
		総括主任	東野善和
		企画主査	湧口卓
産業労働部	労働政策課	課長	梅田岩男
		雇用創出推進室長	三上庄司
		総括主任	松田博子
		企画主査	大熊明
農林水産部		企画幹	吉田優一郎
	農林水産振興課	参事	中村亮一
土木部		企画幹	畑中定衛
嶺南振興局		局長	川波清一
		次長	荻原健
		技幹	中塚文和
		若狭県民ｻｰﾋﾞｽ室長	樋口治華次
		農業経営支援部長	湯浅佳織
		林業水産部長	堀内敏正
		農村整備部長	田辺一馬
		企画参事	田島和子
		主任	砂原寿
	若狭健康福祉センター	所長	大宮敬一
	小浜土木事務所	所長	池田達昭
教育庁		企画幹	大橋直之
	生涯学習課	課長	牧野芳之
		主任	森本哲
	学校教育振興課	課長	村上俊男
	高校教育課	課長	前川政人
	義務教育課	課長	西恵一
		主任	西川芳夫
	嶺南教育事務所	所長	瀧波晴香